

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 2月20日
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 正明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目 2番 1号
【事務連絡者氏名】	植松 克彦
【電話番号】	03-6205-0200
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバルC Bオープン・高金利通貨コース グローバルC Bオープン・円コース グローバルC Bオープン（マネープールファンド）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各々につき、1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

グローバルCBオープン・高金利通貨コース
グローバルCBオープン・円コース
グローバルCBオープン（マネープールファンド）

以下、上記ファンドを総称して、「グローバルCBオープン」または「各ファンド」といいます。また、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といい、必要に応じて各ファンドを以下のように表示することがあります。

グローバルCBオープン・高金利通貨コース：高金利通貨コース
グローバルCBオープン・円コース：円コース
グローバルCBオープン（マネープールファンド）：マネープールファンド

なお、「高金利通貨コース」および「円コース」を総称して、「各コース」という場合があります。

* 上記以外のファンドが今後追加されることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各々につき、1兆円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）は含まれていません。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日^(注1)の翌営業日の基準価額^(注2)とします（なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません。）。

(注1)各コースにつき、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合および12月24日は、取得のお申込みを受付けないものとします。

(注2)基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

(5)【申込手数料】

〔各コース〕

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.78%（税抜3.5%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

各コースの申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

〔マネープールファンド〕

ありません。

マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成30年2月21日から平成31年2月19日までです。

（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（販売会社）については、下記までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

(9) 【払込期日】

申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください（詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。）。

申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

日本以外の地域における発行
ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

[各コース]

当ファンドは、新興国を含む世界の企業が発行する転換社債（CB）等を実質的な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

[マネーボールファンド]

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

グローバルCBオープン・高金利通貨コース

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<属性区分表>

グローバルCBオープン・高金利通貨コース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米	ファミリーファ ンド	あり ()
債券 一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債		アジア		
社債	年12回 (毎月)	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米		なし
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 社債））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（社債）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（社債）とは、目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）...目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 商品分類表 >

グローバルC Bオープン・円コース

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 属性区分表 >

グローバルC Bオープン・円コース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファン ド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 社債））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（社債）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（社債）とは、目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）...目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 商品分類表 >

グローバルC Bオープン（マネープールファンド）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 属性区分表 >

グローバルC Bオープン（マネープールファンド）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド
不動産投信	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		エマージング	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色



新興国を含む世界の企業が発行する転換社債(CB)等へ実質的に投資することでインカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 各コースは、ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「Global Convertible Bond Fund(以下、「グローバル・コンバーティブル・ボンド・ファンド」)」と国内籍の親投資信託の「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」へ投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
 - ・外国投資信託証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- グローバル・コンバーティブル・ボンド・ファンドは、主として、新興国を含む世界の企業が発行する転換社債(CB)を中心に投資することで、インカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。
 - ・銘柄の選定に当たっては、市場平均よりも相対的に利回りの高い銘柄を中心に、企業の信用力分析や株式価値等を総合的に勘案して銘柄を選定します。
 - ・米ドル以外の通貨建ての転換社債(CB)等については、原則として、当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを基本とします(米ドルとの運動性や投資比率などを考慮して為替取引を行わない場合もあります。)
 - ・転換社債(CB)以外の有価証券へ投資する場合があります。
 - ・株式への投資は、転換社債(CB)の転換等により取得したものに限り、原則として取得時においてファンドの純資産総額の15%以内とします。株式を取得した場合は、原則として速やかに売却することを基本とします。
- グローバル・コンバーティブル・ボンド・ファンドは、ブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピーが運用を行います。キャッシュ・マネジメント・マザーファンドは、大和住銀投信投資顧問が運用を行います。

ブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピーの概要

ブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピー(BlueBay Asset Management LLP)は、2012年4月に設立され、2001年7月に英国ロンドンで設立されたエマージング債券、ハイ・イールド債券、転換社債(CB)等のクレジット債券の運用を中心とする運用会社であるブルーベイ・アセット・マネジメント・グループの中核となる運用会社です。ブルーベイ・アセット・マネジメント・グループは、ロンドンを中心として、日本、米国、ルクセンブルク、スイスに拠点を持ち、金融機関、年金、個人富裕層を中心に、欧州、北米、アジアといった世界中の投資家の資金を運用しております。

■ マネープールファンド

マネープールファンドは、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

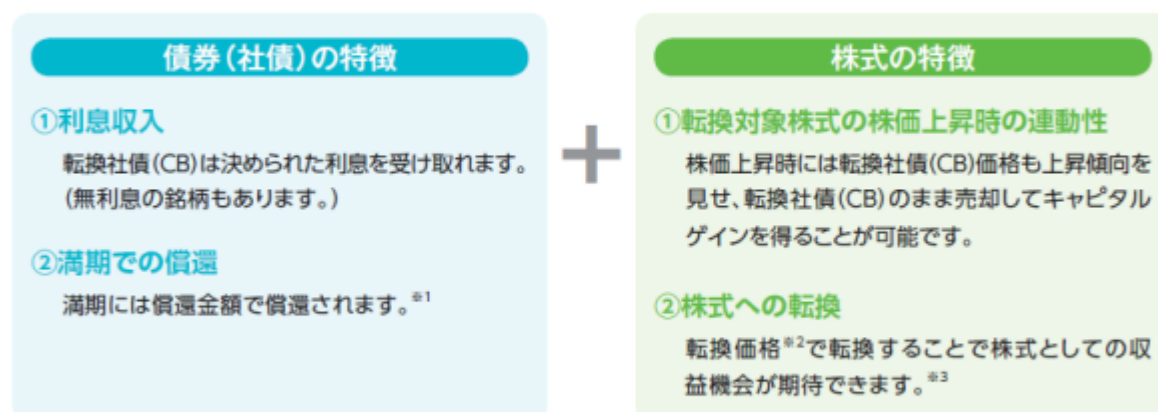
- ・マネープールファンドのお買付けは、マネープールファンドを除くグローバルCBオープンファンドからスイッチングした場合に限定します。また、グローバルCBオープンに新たなファンドが追加された場合は、当該ファンドがスイッチングによるお買付け対象ファンドに追加されることがあります。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

〈ご参考〉転換社債(CB)について

転換社債(CB)とは

転換社債(CB)は、**債券(社債)**と**株式**の両方の特徴をあわせ持つ社債です。



※1 発行企業の債務不履行等により、償還金を受け取ることができない場合があります。また、強制転換条項や期限前償還条項等が付与されていることにより、満期日以前に償還または転換される場合があります。

※2 転換社債(CB)を株式に転換する際の価格で、原則として発行時にあらかじめ決定されます。

※3 株式への転換後は、社債としての性質はなくなります。なお、当ファンドは積極的に株式のまま保有しません。株式を取得した場合は、原則として速やかに売却することを基本とします。

(注)上記は一般的な転換社債(CB)の特徴について説明したものであり、実際の転換社債(CB)の特徴をすべて網羅したのではなく、これに当てはまらない場合があります。

転換社債(CB)の価格変動の特性

転換社債(CB)は株式の特徴をあわせ持つ債券のため、債券としての価値に加えて株式としての価値の両面から価格が形成されます。



債券としての特徴から見た転換社債(CB)の価格変動

転換社債(CB)の価格は一般的な債券と同様に、金利の変動や発行体の信用力の影響を受けます。

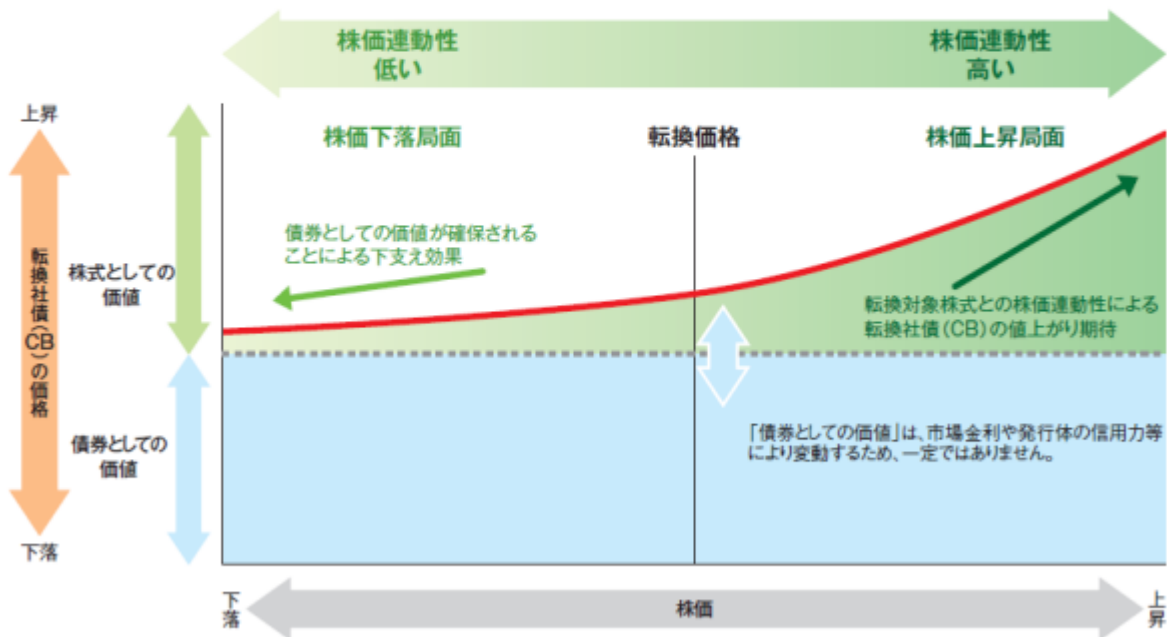
- ➔ 市場の金利が低下した場合、債券としての価値は高まります。
(一方、市場の金利が上昇した場合、債券としての価値は低下します。)
- ➔ 発行体の信用力が上昇した場合、債券としての価値は高まります。
(一方、信用力が低下した場合、債券としての価値は低下します。)

(注)上記は一般的な転換社債(CB)の価格変動について説明したものであり、実際の転換社債(CB)の価格変動の要因等をすべて網羅したのではなく、これに当てはまらない場合があります。

株式としての特徴から見た転換社債(CB)の価格変動

転換社債(CB)の価格変動は転換価格に対する株価の水準によって、以下のような状況が考えられます。

1. 株価 > 転換価格 ⇒ 株価との連動性が高い状況
2. 株価 < 転換価格 ⇒ 株価との連動性が低く、債券としての性質が強い状況



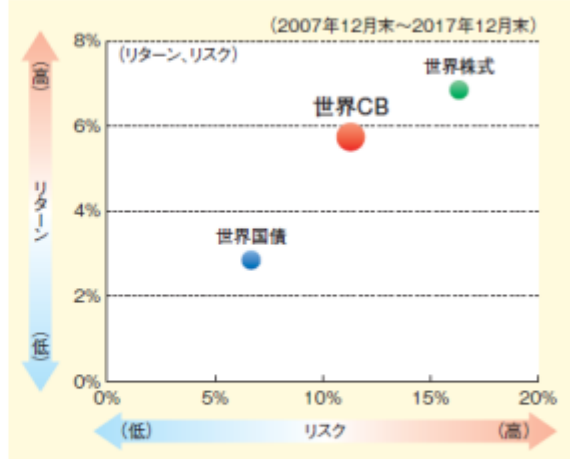
・上記はイメージです。
(注) 上記は一般的な転換社債(CB)の価格変動について説明したものであり、実際の転換社債(CB)の価格変動の要因等をすべて網羅したものではありません。これに当てはまらない場合があります。

世界の転換社債(CB)と主なその他資産

世界の転換社債(CB)およびその他資産の推移(米ドルベース)



各種資産のリスク・リターン分布(年率)



リターンは上記期間における月次騰落率を年率換算したもの
リスクは上記期間における月次リターンの標準偏差を年率換算したもの

世界CB: Thomson Reuters Global Vanilla Convertible Bond Index, 世界株式: MSCI World Index, 世界国債: FTSE World Government Bond Index
(出所) 各種データをもとに大和住銀投信投資顧問作成

(注) 上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



為替取引手法の異なる2つの通貨コースとマネープールファンドがあり、各ファンド間でスイッチングが可能です。

- 高金利通貨コース、円コースの2つの通貨コースとマネープールファンドの3つのファンドから構成されています。

〔高金利通貨コース〕

- ・ 原則として保有する外貨建資産に対し、米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行う外国投資信託証券に投資します。
- ・ 取引対象通貨は、主にG20構成国・地域の通貨を中心に、流動性、ファンダメンタルズ、地域等を考慮して相対的に金利水準の高い3通貨とします。通貨の選定は、大和住銀投信投資顧問が行います。
- ・ 各通貨の配分は概ね均等とすることを基本とします（ただし、投資環境や資金動向および為替変動等により、実質的な通貨配分が均等配分から大きく乖離する場合があります。）。
- ・ 高金利通貨コースでは主に円と各取引対象通貨の為替変動リスクがあります。

<G20構成国・地域> (2017年12月末現在)

アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、EU(欧州連合)、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、韓国、トルコ、イギリス、米国

〔円コース〕

- ・ 原則として保有する外貨建資産に対し、米ドル売り、円買いの為替取引を行う外国投資信託証券に投資します。
- ・ 円コースでは、原則として対円での為替取引を行い為替リスクの低減に努めますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- マネープールファンドへの取得申込みは、マネープールファンドを除くグローバルCBオープン系のファンドからスイッチングした場合に限定します。



注) 高金利通貨コースの3通貨は2017年12月末現在のものであり、今後市況動向等により取引対象通貨の見直しを行う場合があります。

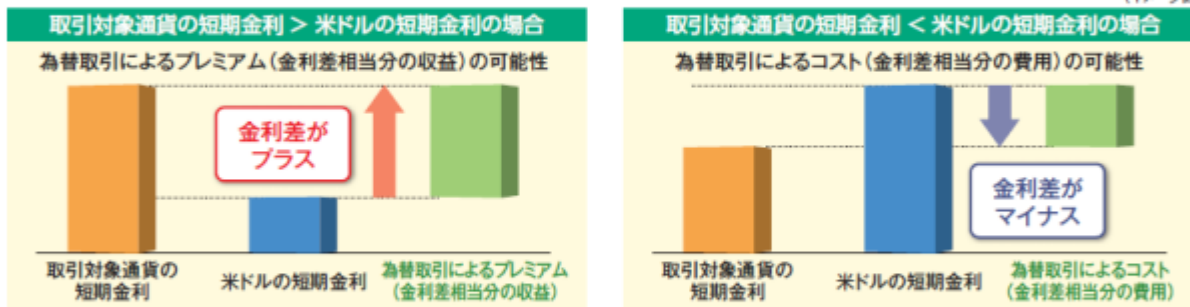
※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

為替取引によるプレミアム／コストについて

一般的に、米ドルを売って米ドルより高い金利の通貨を買う為替取引を行った場合、2通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、米ドルを売って米ドルより低い金利の通貨を買う為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

●為替取引を活用した収益機会のイメージ

(イメージ図)



主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF(直物為替先渡取引)等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

※NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)とは、国外に資本が流出することを規制している等の状況下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で行う取引をいいます。



3 毎月の決算日に、原則として収益の分配を目指します。

- 各コースの決算日は、毎月の19日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- マネープールファンドの決算日は、毎年5月、11月の19日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配のイメージ(マネープールファンドを除く)

(イメージ図)



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

下記は投資信託における「収益分配金に関する留意事項」を説明するものであり、当ファンドの分配金額や基準価額を示すものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払されると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



(イメージ図)

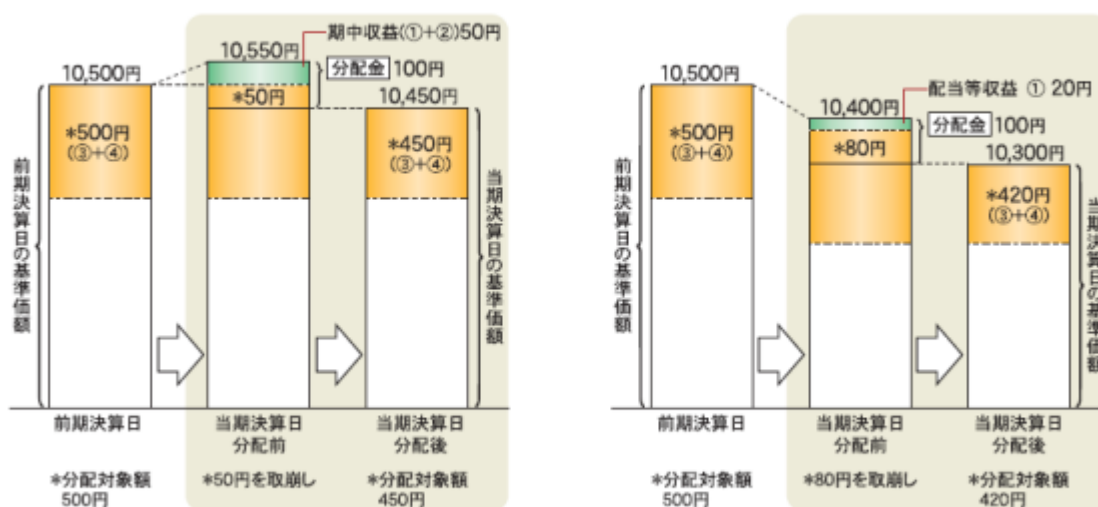
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金が計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

(イメージ図)

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益 および ②経費控除後の評価益を含む売買益 ならびに ③分配準備積立金 および ④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

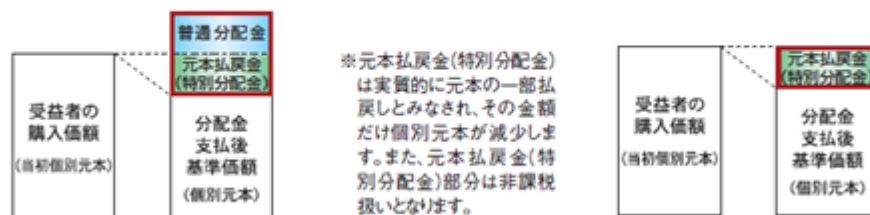
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(イメージ図)

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



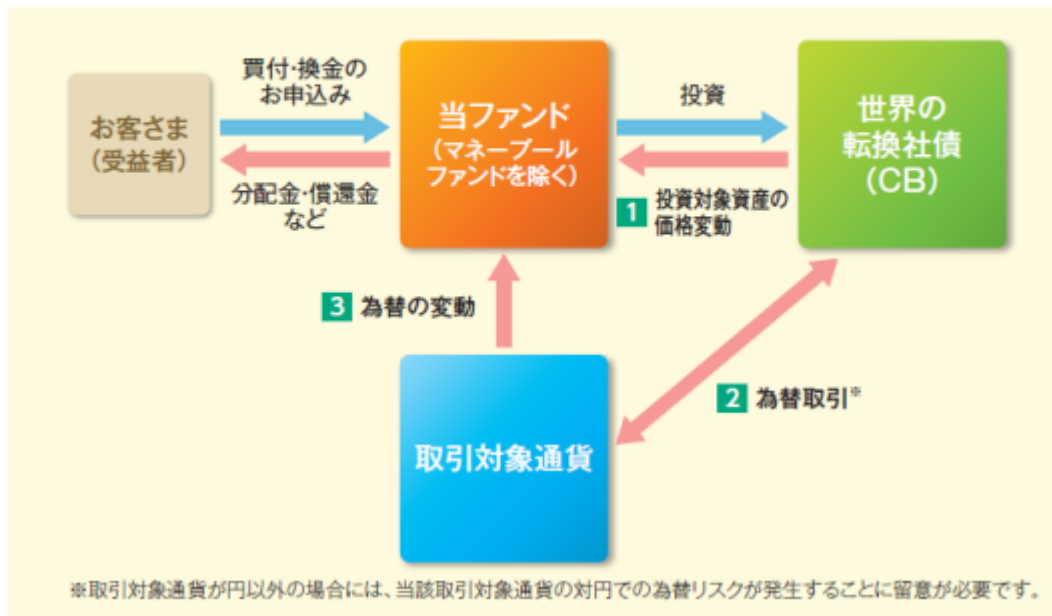
普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

当ファンド(マネーパルファンドを除く)は主に世界の転換社債(CB)への投資に加えて、為替取引を活用して運用を行うよう設計された投資信託です。

●当ファンド(マネーパルファンドを除く)のイメージ図

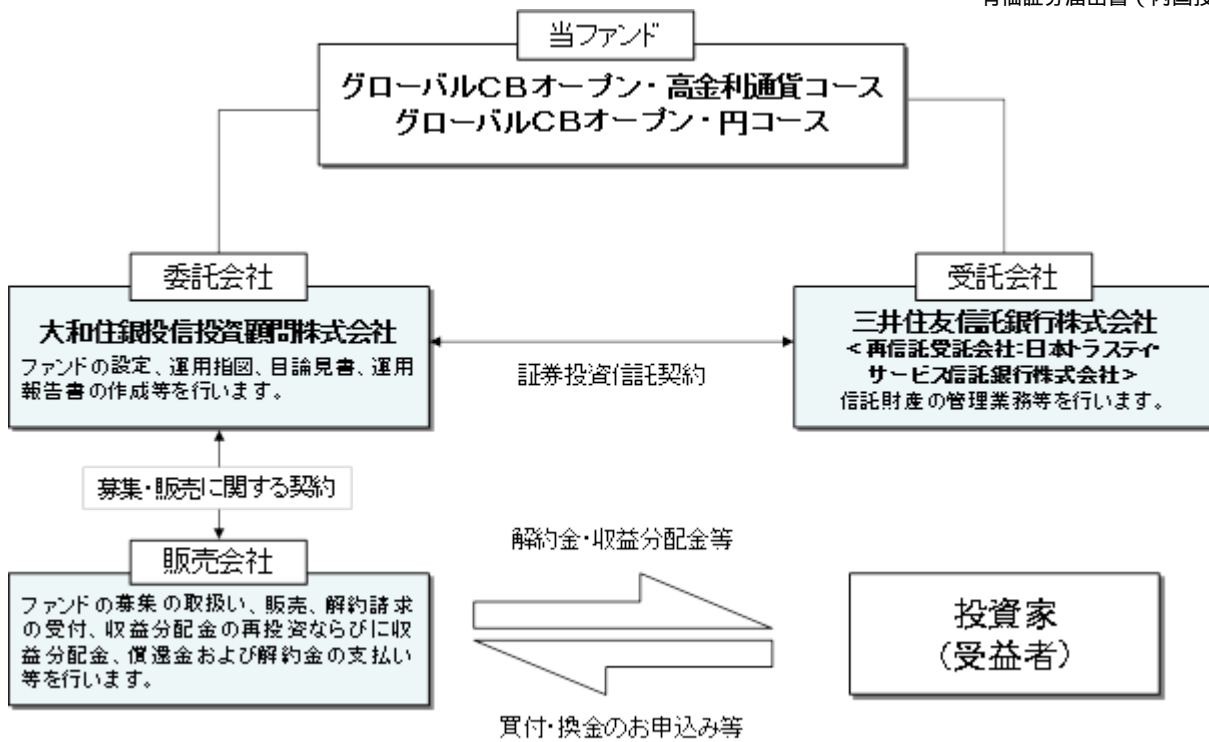


●当ファンド(マネーパルファンドを除く)の収益の源泉は以下の3つの要素が挙げられます。

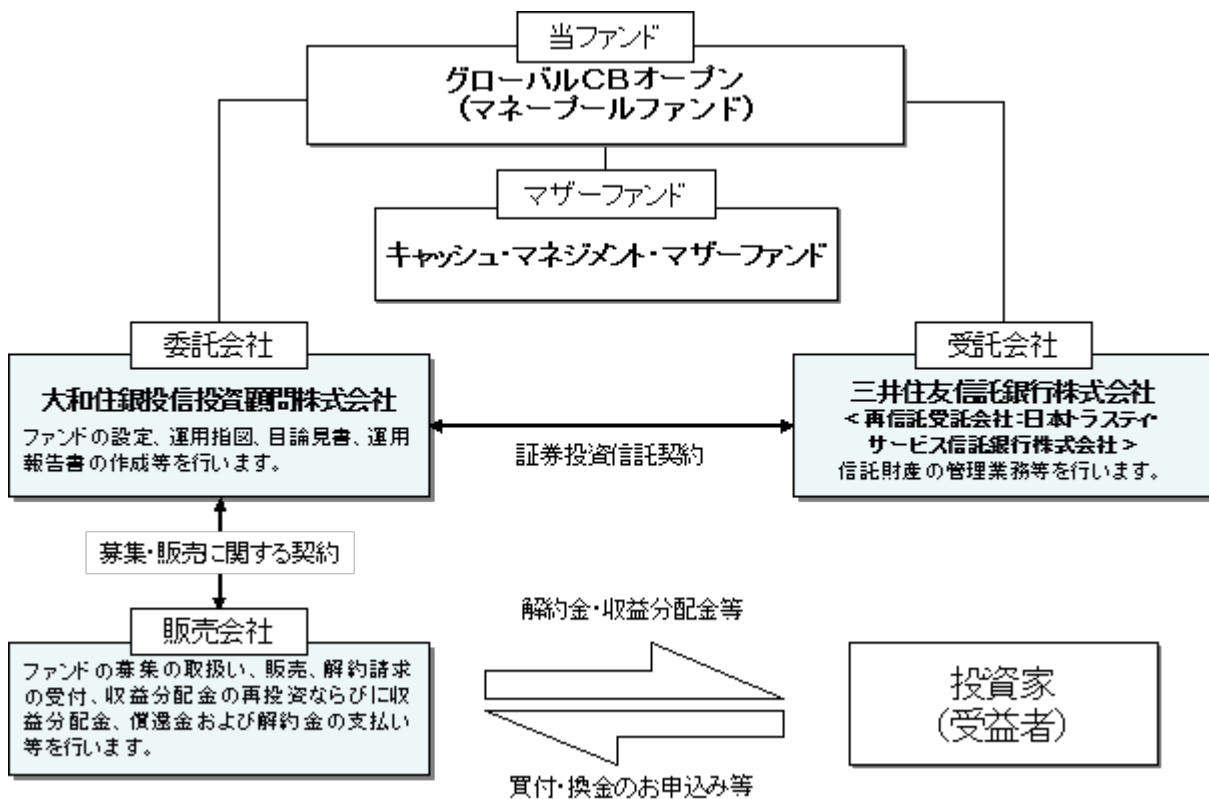
これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉	収益を得られるケース	損失やコストが発生するケース
1 世界の転換社債 (CB) の利息収入、値上がり/値下がり	転換社債 (CB) 価格の上昇 転換対象株式の株価上昇 金利低下 発行体の信用力上昇 など	転換社債 (CB) 価格の下落 転換対象株式の株価下落 金利上昇 発行体の信用力低下 など
2 為替取引によるプレミアム/コスト	プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利	コスト(金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利
3 為替差益/差損	為替差益の発生 取引対象通貨に対して円安	為替差損の発生 取引対象通貨に対して円高

※円コースは、原則として対円での為替取引を行い為替変動リスクの低減に努めます。
 ※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上回のとおりにならない場合があります。



[マネープールファンド]



委託会社等が関係人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。

販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。
------	--

委託会社等の概況（平成29年12月末現在）

- ・ 資本金の額 20億円
- ・ 会社の沿革 昭和48年6月1日 大和投資顧問株式会社設立
平成11年2月18日 証券投資信託委託業の認可取得
平成11年4月1日 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更
- ・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内1-1-2	1,692,500	44.0
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウ ノースタワー	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州ボルチモア イースト プラットストリート100	385,000	10.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[高金利通貨コース]

主に新興国を含む世界の企業が発行する高利回りの転換社債を主要投資対象とし、異なる為替リスクを有する別に定める投資信託証券（原則として保有する外貨建資産に対し、米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引をしているもの）を投資対象とします（別に定める投資信託証券は、今後追加または変更される場合があります。）。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。

投資信託証券への投資に当たっては、取引対象通貨は、主にG20構成国・地域の通貨を中心に流動性、ファンダメンタルズ、地域等を考慮して相対的に金利水準の高い3通貨とし、実質的な通貨配分が概ね均等となることを基本とします。ただし、資金動向および為替の変動等により、実質的な通貨配分が上記の配分から大きく変動する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(注)「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および投資法人（外国のものも含む）の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

ケイマン籍外国投資信託

Global Convertible Bond Fund AUD Class（豪ドル）

Global Convertible Bond Fund BRL Class（ブラジルリアル）

Global Convertible Bond Fund INR Class（インドルピー）

上記以外の為替リスク（主としてG20構成国・地域の通貨のリスク）のあるGlobal Convertible Bond Fundの受益証券や該当通貨の中で複数の為替取引が行われているGlobal Convertible Bond Fundの受益証券が追加される場合があります。該当通貨は今後追加または変更される場合もあります。

[円コース]

主に新興国を含む世界の企業が発行する高利回りの転換社債を主要投資対象とする「Global Convertible Bond Fund JPY Class」受益証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[マネープールファンド]

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債等に直接投資する場合があります。

本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等に実質的に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

[各コース]

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

[マネープールファンド]

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲

[各コース]

委託会社は、信託金を、主として信託約款に定める投資信託証券および大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

[マネープールファンド]

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、「マ

ザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限りします。)
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
9. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)
13. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8および9の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

[各コース]

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

[マネープールファンド]

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、マネープールファンドにおいては、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は以下の通りです。

投資信託証券の概要は、平成29年12月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

<グローバル・コンバーティブル・ボンド・ファンドの概要>

ファンド名	Global Convertible Bond Fund AUD Class Global Convertible Bond Fund BRL Class Global Convertible Bond Fund INR Class Global Convertible Bond Fund JPY Class
基本的性格	ケイマン籍 / 外国投資信託証券 / 円建て
運用目的	主に新興国を含む世界の企業が発行する転換社債（ＣＢ）を中心に投資することで、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。
主要投資対象	世界の転換社債（ＣＢ）を主要投資対象とします。また、為替取引を活用します。
投資方針	<ol style="list-style-type: none"> 主として新興国を含む世界の企業が発行する高利回りの転換社債（ＣＢ）を中心に投資することで、インカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> 銘柄の選定に当たっては、市場平均よりも相対的に利回りの高い銘柄を中心に、企業の信用力分析や株式価値等を総合的に勘案し銘柄を選定します。 新興国の企業の発行する転換社債（ＣＢ）へも投資します。 米ドル以外の通貨建ての資産については、原則として、当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを基本とします（米ドルとの連動性や投資比率などを考慮して為替取引を行わない場合もあります。）。 各クラスにおいて、原則として組入れ外貨建資産に対して米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式への投資は、転換社債（ＣＢ）の転換等により取得したものに限り、原則として取得時において信託財産の純資産総額の15%以内とします。株式を取得した場合は原則として速やかに売却することを基本とします。 同一企業の発行する転換社債（ＣＢ）等への投資割合は、原則として取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
運用開始日	2011年11月30日
収益の分配	原則として毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬 その他費用	<p>管理報酬等：年率0.67%（程度）</p> <p>上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、為替管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドの信託財産から負担されます。</p> <p>上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額（約40,000米ドル）が設定されています。</p> <p>受託会社への費用として年間10,000米ドルがかかります。</p> <p>上記の報酬等は将来変更になる場合があります。</p>
投資運用会社	ブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピー (BlueBay Asset Management LLP)

将来新たな投資対象の通貨クラスが設定される場合があります。また、将来複数の通貨バスケットで為替取引が行われる通貨クラスが設定される場合があります。取引対象通貨が米ドルの場合、為替取引は行いません。

＜ブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピーにおける転換社債(CB)運用プロセス＞

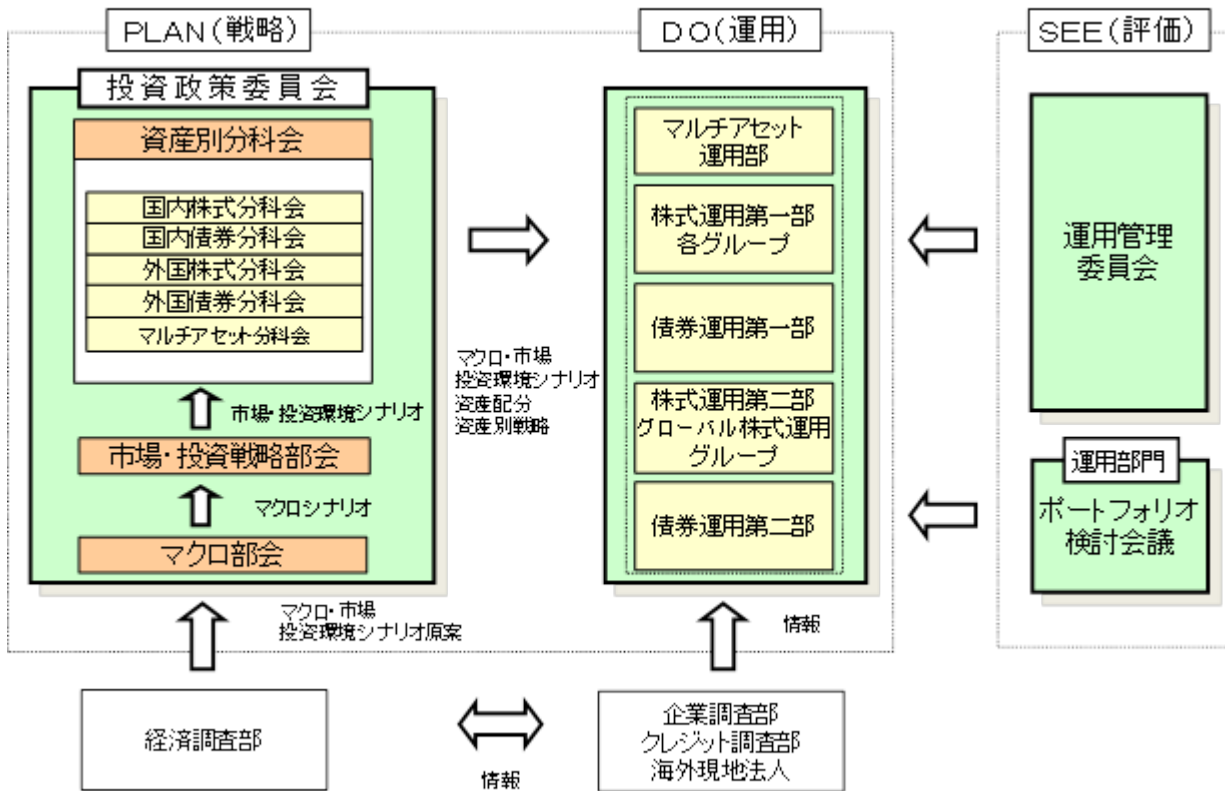


※運用プロセスは、今後変更されることがあります。

＜キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの概要＞

ファンド名	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	大和住銀投信投資顧問株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	平成19年2月20日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	-

(3) 【運用体制】



- * 当ファンドの運用体制に係る運用部門の人員数は、平成29年12月末現在で約100名です。
- * 運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。
- * 運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク<リスクの管理体制>」に記載しております。
- * 当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
- ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

各コースは毎月の19日（ただし、休業日の場合は翌営業日）、マネープールファンドは毎年5月、11月の19日（ただし、休業日の場合は翌営業日）とします。

- * 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

【各コース】

- イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

〔マネープールファンド〕

- イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

- イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。
- ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。
- ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(5) 【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

〔各コース〕

イ．主な投資制限

- (イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。
- (ニ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ロ．公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

二．受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[マネープールファンド]

イ．株式への投資制限

株式への実質投資は行いません。

ロ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

* 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

八．先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。
- (ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

二．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ.金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ.同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ト.有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (a)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ.公社債の空売りの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ．公社債の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ヌ．デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ル．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資は行いません。

ロ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ワ．受託会社による資金の立替

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方

法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンドの投資方針

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

（1）運用の基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

（2）運用方法

投資対象

本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

投資態度

イ．本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

ロ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する債券
- 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りません。）
- 5．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6．コマーシャル・ペーパー
- 7．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- 8．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 9．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- 10．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- 11．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

株式への投資は行いません。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)
- ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

3【投資リスク】

<当ファンドの有するリスク>

各コースは、投資信託証券を通じて実質的に転換社債（ＣＢ）など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。また、マネープールファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。

投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしく願いいたします。

<基準価額の変動要因>

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

[各コース]

(1) 転換社債（ＣＢ）投資のリスク（価格変動リスク・金利変動リスク・信用リスク）

実質的な投資対象である転換社債（ＣＢ）の価格は、転換対象とする株式等の価格変動や金利変動、発行企業の信用力の変動等の影響を受けて変動します。

- ・ 転換社債（ＣＢ）の市場は、上場株式等の市場と比較して一般的に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格変動が大きくなる傾向があると考えられます。
- ・ 新興国の株式を転換対象とする転換社債（ＣＢ）には、一般的に中小型株式を転換対象とするものが多く、大型株式を転換対象とする転換社債（ＣＢ）と比較して価格変動が大きくなる傾向があると考えられます。
- ・ 転換社債（ＣＢ）の価格は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い変動します。一般的に金利が低下すると転換社債（ＣＢ）の価格は上昇し、金利が上昇すると転換社債（ＣＢ）の価格は下落する傾向があると考えられます。
- ・ 転換社債（ＣＢ）の価格は、発行企業の信用力の状況によっても変動します。特に、発行企業が元利金の債務不履行および支払い遅延（デフォルト）を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、転換社債（ＣＢ）の価格は下落します。
- ・ 新興国の株式等を転換対象とする転換社債（ＣＢ）は、先進国の株式等を転換対象とする転換社債（ＣＢ）と比較して、一般的に価格変動が大きく、リスクが高いと考えられます。

- ・格付けの低い転換社債(CB)は、格付けが高い転換社債(CB)と比較して、一般的にデフォルトとなるリスクが高いと考えられます。

上記の要因により転換社債(CB)の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(2)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件下での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(3)外国証券投資のリスク

<為替リスク>

- ・高金利通貨コースは、投資対象である外国投資信託証券を通じて、原則として組入資産に対して米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行いますので、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が取引対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。
- ・円コースは、投資対象である外国投資信託証券を通じて、原則として組入資産に対して米ドル売り、円買いの為替取引を行うことにより、為替リスクを低減することに努めます。

ただし、投資対象の外国投資信託証券において完全に組入資産に対して為替取引を行うことはできませんので、組入資産にかかる通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、投資対象の外国投資信託証券が為替取引を行う通貨の金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

(4)カントリーリスク

実質的な投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5)その他のリスク

当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

[マネーブルファンド]

(1)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件下での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(2)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

(3)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4)ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<その他の留意点>

(1)為替取引に関する留意点

各コースの主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）/コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。

また、取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替予約取引等ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

高金利通貨コースでは、各通貨の実質的な配分は概ね均等になることを基本としますが、投資環境や資金動向および為替の変動等により、実質的な通貨配分が均等配分から大きく乖離する場合があります。

(2)繰上償還について

各コースが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。

また、グローバルC Bオープン全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

(3)換金請求の受付に関する留意点

[各コース]

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消すことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

[マネーボールファンド]

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(4)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) 法令・税制・会計等の変更可能性について

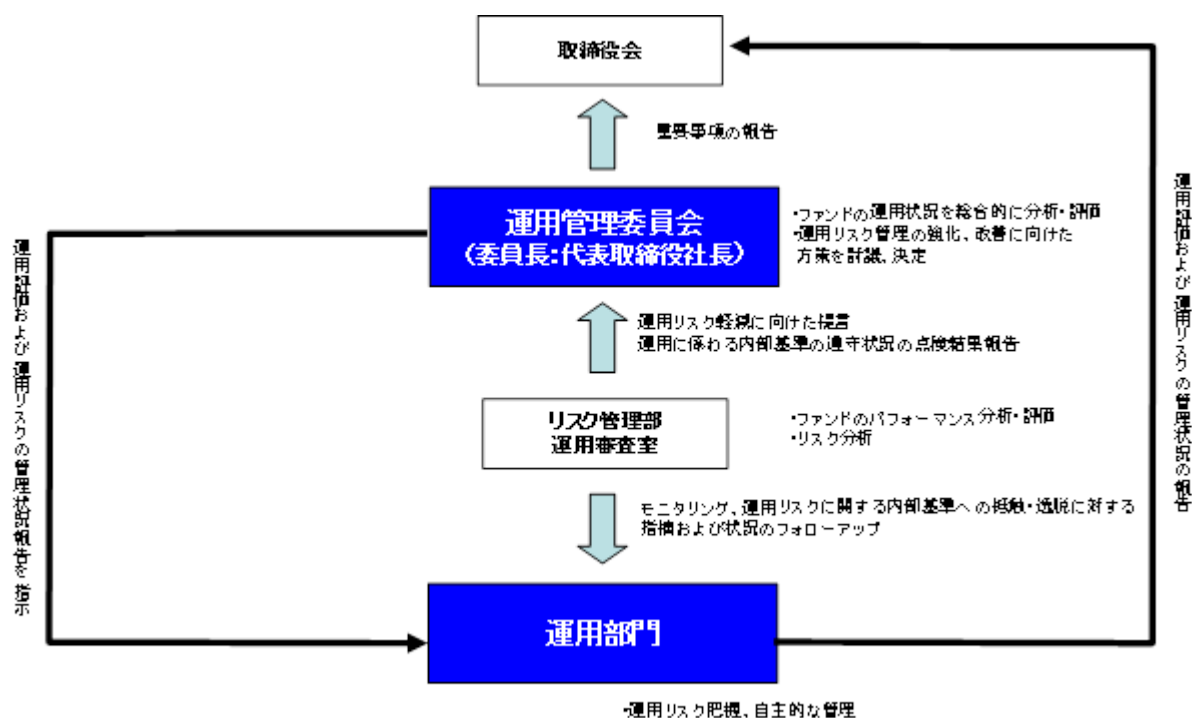
法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

< リスクの管理体制 >

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
運用管理委員会 (20名程度)	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
リスク管理委員会 (14名程度)	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
監査部 (4名程度)	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
コンプライアンス・オフィサー (1名)	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
法務コンプライアンス部 (6名程度)	社内諸規程の統括・管理を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
リスク管理部 (17名程度)	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性の点検を行うほか、社内事務フローに係る企画・立案および管理等を行います。
運用審査室 (9名程度)	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
トレーディング部 (16名程度)	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

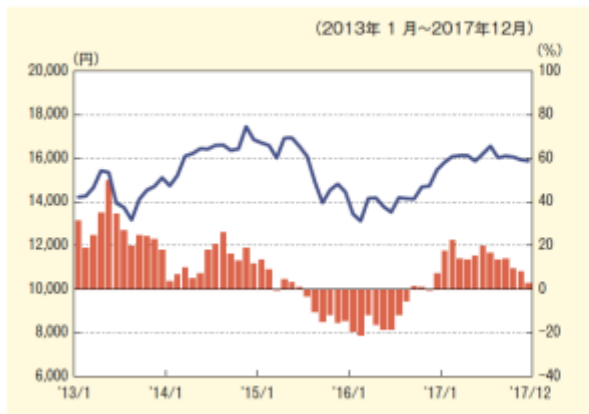
運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



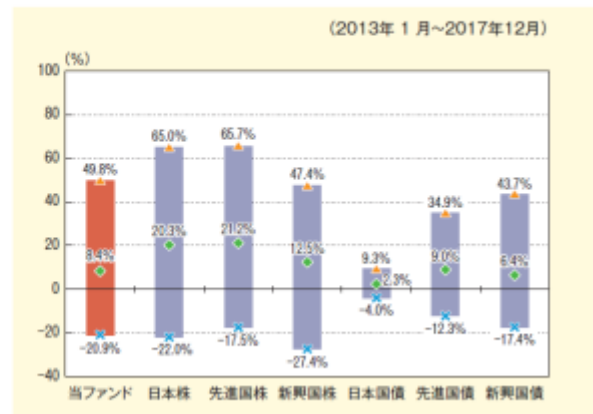
* リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

< 参考情報 >

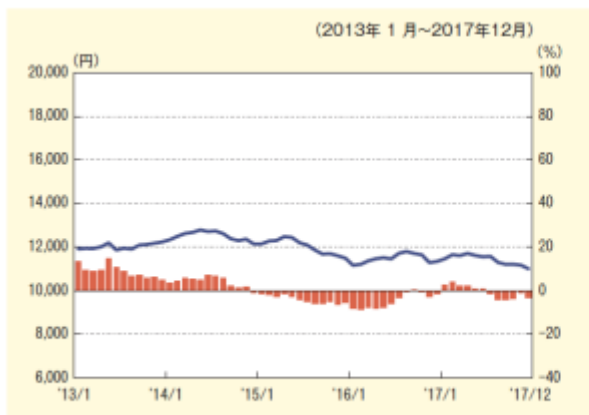
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
高金利通貨コース



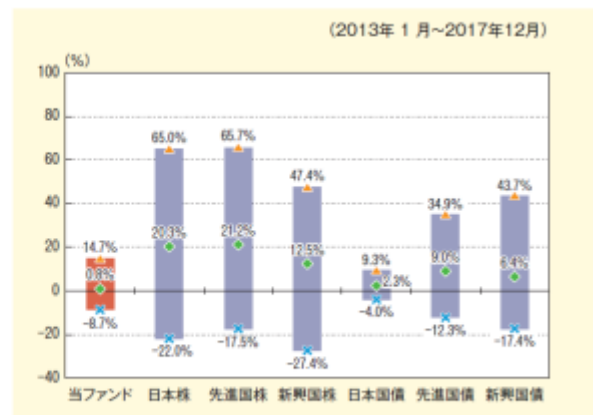
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
高金利通貨コース



円コース



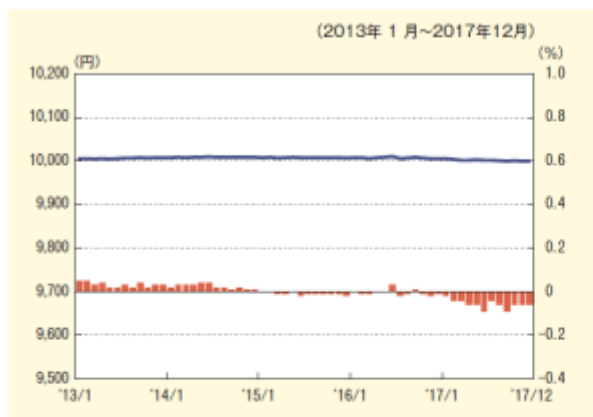
円コース



■ 年間騰落率 (右目盛) — 分配金再投資基準価額 (左目盛)

◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

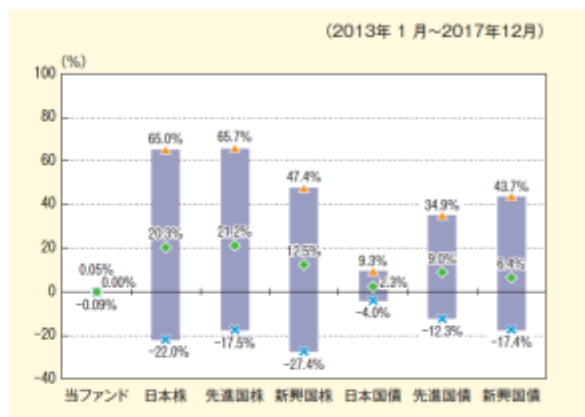
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 マネーボールファンド



■ 年間騰落率 (右目盛) ■ 分配金再投資基準価額 (左目盛)

※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したもとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 マネーボールファンド



◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したもとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

[各コース]

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.78%（税抜3.5%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

各コースの申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

[マネーボールファンド]

ありません。

マネーボールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

[各コース]

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.053%（税抜0.975%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.35%（税抜）	年率0.60%（税抜）	年率0.025%（税抜）

当ファンドが投資対象とする投資信託証券では、管理報酬等が年率0.67%程度かかりますので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は年率1.723%（税込）程度です。

ただし、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあるため、当該投資信託証券の純資産総額によっては、当ファンドにおける実質的な信託報酬が上記の率を超える場合があります。また、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、為替管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等は当ファンドが投資対象とする投資信託証券が負担します。なお、当ファンドが投資対象とする投資信託証券における報酬は将来変更になる場合があります、その場合は実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。

上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

[マネープールファンド]

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各月の前月の最終5営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値（以下「コールレート」といいます。）に応じて、信託財産の純資産総額に年率0.648%（税抜0.60%）以内の率を乗じて得た金額とし、当該月の第1営業日の計上分より適用します。

委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

コールレート	委託会社	販売会社	受託会社	合計
1.00%以上	年率0.27% （税抜）	年率0.27% （税抜）	年率0.06% （税抜）	年率0.60% （税抜）
1.00%未満	純資産総額に右記の率を乗じて得た額を下記の比率で配分します。 45% 45% 10%			コールレートに 0.60を乗じて得た率 （税抜）

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとし、なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し次に掲げる率を乗じて得た額とし、各コースは各特定期末（毎年5月、11月に属する計算期末）または信託終了時に、マネーブルファンドは各計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

各コース	年率0.01026%（税抜0.0095%）以内の率
マネーブルファンド	年率0.00648%（税抜0.0060%）以内の率

また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

信託財産留保額はありませぬ。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 損益通算について >

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の配

当所得等（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。

上場株式等には、取引所に上場されている株式等、公募株式等証券投資信託、公募公社債投資信託および特定公社債が含まれます。

< 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について >

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得等や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」もあります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）

< 個別元本について >

- ・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照）。

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

* 上記の内容は平成29年12月末現在のものですので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【グローバルC Bオープン・高金利通貨コース】

(1)【投資状況】

（平成29年12月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	609,007	0.02%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	3,021,283,196	99.03%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		29,081,045	0.95%
純資産総額		3,050,973,248	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成29年12月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Global Convertible Bond Fund INR Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	1,470,948,102	0.7151 1,051,896,122	0.7222 1,062,318,719	- -	34.82%
2	Global Convertible Bond Fund BRL Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	3,595,023,861	0.2806 1,008,777,243	0.2812 1,010,920,709	- -	33.13%
3	Global Convertible Bond Fund AUD Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	1,318,375,425	0.7032 927,096,393	0.7191 948,043,768	- -	31.07%
4	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	598,533	1.0174 609,007	1.0175 609,007	- -	0.02%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	99.03%
親投資信託受益証券	0.02%
合計	99.05%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

（平成29年12月末現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（平成29年12月末現在）

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成23年11月30日）	607	-	1.0000	-
第1特定期間末 （平成24年5月21日）	16,403	16,874	0.9966	1.0466
第2特定期間末 （平成24年11月19日）	26,966	28,233	1.0592	1.1192

第3特定期間末 (平成25年5月20日)	29,247	30,593	1.3810	1.4410
第4特定期間末 (平成25年11月19日)	22,467	23,652	1.1963	1.2563
第5特定期間末 (平成26年5月19日)	17,930	18,874	1.2782	1.3382
第6特定期間末 (平成26年11月19日)	15,803	16,573	1.2793	1.3393
第7特定期間末 (平成27年5月19日)	11,654	12,308	1.1907	1.2507
第8特定期間末 (平成27年11月19日)	7,225	7,719	0.9906	1.0506
第9特定期間末 (平成28年5月19日)	5,265	5,651	0.8588	0.9188
第10特定期間末 (平成28年11月21日)	4,367	4,698	0.8399	0.8999
平成28年12月末日	4,441	-	0.8901	-
平成29年1月末日	4,381	-	0.8999	-
平成29年2月末日	4,368	-	0.9050	-
平成29年3月末日	4,191	-	0.8975	-
平成29年4月末日	4,039	-	0.8874	-
第11特定期間末 (平成29年5月19日)	3,848	4,134	0.8573	0.9173
平成29年5月末日	3,853	-	0.8634	-
平成29年6月末日	3,790	-	0.8710	-
平成29年7月末日	3,777	-	0.8804	-
平成29年8月末日	3,551	-	0.8421	-
平成29年9月末日	3,462	-	0.8362	-
平成29年10月末日	3,367	-	0.8240	-
第12特定期間末 (平成29年11月20日)	3,219	3,472	0.7966	0.8566
平成29年11月末日	3,238	-	0.8071	-
平成29年12月末日	3,050	-	0.7946	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てて表記しております。

【分配の推移】

期間	1口当りの分配金(円)
第1特定期間(平成23年11月30日～平成24年5月21日)	0.0500
第2特定期間(平成24年5月22日～平成24年11月19日)	0.0600
第3特定期間(平成24年11月20日～平成25年5月20日)	0.0600
第4特定期間(平成25年5月21日～平成25年11月19日)	0.0600
第5特定期間(平成25年11月20日～平成26年5月19日)	0.0600
第6特定期間(平成26年5月20日～平成26年11月19日)	0.0600
第7特定期間(平成26年11月20日～平成27年5月19日)	0.0600
第8特定期間(平成27年5月20日～平成27年11月19日)	0.0600
第9特定期間(平成27年11月20日～平成28年5月19日)	0.0600
第10特定期間(平成28年5月20日～平成28年11月21日)	0.0600
第11特定期間(平成28年11月22日～平成29年5月19日)	0.0600
第12特定期間(平成29年5月20日～平成29年11月20日)	0.0600

【収益率の推移】

期間	収益率
第1特定期間(平成23年11月30日～平成24年5月21日)	4.7%
第2特定期間(平成24年5月22日～平成24年11月19日)	12.3%
第3特定期間(平成24年11月20日～平成25年5月20日)	36.0%
第4特定期間(平成25年5月21日～平成25年11月19日)	9.0%
第5特定期間(平成25年11月20日～平成26年5月19日)	11.9%
第6特定期間(平成26年5月20日～平成26年11月19日)	4.8%
第7特定期間(平成26年11月20日～平成27年5月19日)	2.2%
第8特定期間(平成27年5月20日～平成27年11月19日)	11.8%
第9特定期間(平成27年11月20日～平成28年5月19日)	7.2%
第10特定期間(平成28年5月20日～平成28年11月21日)	4.8%
第11特定期間(平成28年11月22日～平成29年5月19日)	9.2%
第12特定期間(平成29年5月20日～平成29年11月20日)	0.1%

(注) 収益率 = (当特定期末分配付基準価額 - 前特定期末分配付基準価額) ÷ 前特定期末分配付基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第1特定期間(平成23年11月30日～平成24年5月21日)	17,535,522,237	1,075,519,893
第2特定期間(平成24年5月22日～平成24年11月19日)	12,410,946,989	3,412,489,518

第3特定期間（平成24年11月20日～平成25年5月20日）	13,175,094,033	17,455,541,825
第4特定期間（平成25年5月21日～平成25年11月19日）	2,665,969,956	5,063,289,184
第5特定期間（平成25年11月20日～平成26年5月19日）	1,458,289,223	6,211,691,624
第6特定期間（平成26年5月20日～平成26年11月19日）	2,637,128,789	4,310,984,250
第7特定期間（平成26年11月20日～平成27年5月19日）	457,185,625	3,023,258,342
第8特定期間（平成27年5月20日～平成27年11月19日）	198,754,497	2,691,799,046
第9特定期間（平成27年11月20日～平成28年5月19日）	154,558,266	1,317,596,262
第10特定期間（平成28年5月20日～平成28年11月21日）	110,427,789	1,041,368,618
第11特定期間（平成28年11月22日～平成29年5月19日）	108,980,278	819,978,218
第12特定期間（平成29年5月20日～平成29年11月20日）	121,406,254	569,309,026

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【グローバルC Bオープン・円コース】

（1）【投資状況】

（平成29年12月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	842,242	0.01%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	5,741,533,006	98.04%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		114,051,719	1.95%
純資産総額		5,856,426,967	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成29年12月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Global Convertible Bond Fund JPY Class	投資信託受益証券	8,331,930,063	0.6885	0.6891	-	98.04%
	ケイマン諸島	-		5,736,533,849	5,741,533,006	-	
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	親投資信託受益証券	827,757	1.0174	1.0175	-	0.01%
	日本	-		842,242	842,242	-	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.04%
親投資信託受益証券	0.01%
合計	98.05%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

（平成29年12月末現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（平成29年12月末現在）

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成23年11月30日）	840	-	1.0000	-
第1特定期間末 （平成24年5月21日）	32,298	32,744	1.0393	1.0643
第2特定期間末 （平成24年11月19日）	50,248	51,406	1.0838	1.1138
第3特定期間末 （平成25年5月20日）	69,795	71,520	1.1314	1.1614
第4特定期間末 （平成25年11月19日）	57,667	59,369	1.0969	1.1269
第5特定期間末 （平成26年5月19日）	47,434	48,800	1.1149	1.1449
第6特定期間末 （平成26年11月19日）	34,654	35,752	1.0515	1.0815

第7特定期間末 (平成27年5月19日)	24,444	25,259	1.0292	1.0592
第8特定期間末 (平成27年11月19日)	16,535	17,134	0.9313	0.9613
第9特定期間末 (平成28年5月19日)	12,621	13,081	0.8853	0.9153
第10特定期間末 (平成28年11月21日)	10,188	10,570	0.8489	0.8789
平成28年12月末日	9,886	-	0.8460	-
平成29年1月末日	9,736	-	0.8497	-
平成29年2月末日	9,567	-	0.8587	-
平成29年3月末日	9,276	-	0.8508	-
平成29年4月末日	9,029	-	0.8533	-
第11特定期間末 (平成29年5月19日)	8,743	9,077	0.8419	0.8719
平成29年5月末日	8,674	-	0.8416	-
平成29年6月末日	8,319	-	0.8321	-
平成29年7月末日	7,667	-	0.8283	-
平成29年8月末日	7,242	-	0.8035	-
平成29年9月末日	6,887	-	0.7923	-
平成29年10月末日	6,620	-	0.7872	-
第12特定期間末 (平成29年11月20日)	6,343	6,614	0.7764	0.8064
平成29年11月末日	6,332	-	0.7798	-
平成29年12月末日	5,856	-	0.7627	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てて表記しております。

【分配の推移】

期間	1口当りの分配金(円)
第1特定期間(平成23年11月30日～平成24年5月21日)	0.0250
第2特定期間(平成24年5月22日～平成24年11月19日)	0.0300
第3特定期間(平成24年11月20日～平成25年5月20日)	0.0300
第4特定期間(平成25年5月21日～平成25年11月19日)	0.0300
第5特定期間(平成25年11月20日～平成26年5月19日)	0.0300
第6特定期間(平成26年5月20日～平成26年11月19日)	0.0300
第7特定期間(平成26年11月20日～平成27年5月19日)	0.0300
第8特定期間(平成27年5月20日～平成27年11月19日)	0.0300
第9特定期間(平成27年11月20日～平成28年5月19日)	0.0300
第10特定期間(平成28年5月20日～平成28年11月21日)	0.0300
第11特定期間(平成28年11月22日～平成29年5月19日)	0.0300
第12特定期間(平成29年5月20日～平成29年11月20日)	0.0300

【収益率の推移】

期間	収益率
第1特定期間(平成23年11月30日～平成24年5月21日)	6.4%
第2特定期間(平成24年5月22日～平成24年11月19日)	7.2%
第3特定期間(平成24年11月20日～平成25年5月20日)	7.2%
第4特定期間(平成25年5月21日～平成25年11月19日)	0.4%
第5特定期間(平成25年11月20日～平成26年5月19日)	4.4%
第6特定期間(平成26年5月20日～平成26年11月19日)	3.0%
第7特定期間(平成26年11月20日～平成27年5月19日)	0.7%
第8特定期間(平成27年5月20日～平成27年11月19日)	6.6%
第9特定期間(平成27年11月20日～平成28年5月19日)	1.7%
第10特定期間(平成28年5月20日～平成28年11月21日)	0.7%
第11特定期間(平成28年11月22日～平成29年5月19日)	2.7%
第12特定期間(平成29年5月20日～平成29年11月20日)	4.2%

(注) 収益率 = (当特定期末分配付基準価額 - 前特定期末分配付基準価額) ÷ 前特定期末分配付基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第1特定期間(平成23年11月30日～平成24年5月21日)	32,509,196,361	1,430,942,682
第2特定期間(平成24年5月22日～平成24年11月19日)	23,691,332,699	8,407,691,102
第3特定期間(平成24年11月20日～平成25年5月20日)	33,795,805,804	18,470,374,109
第4特定期間(平成25年5月21日～平成25年11月19日)	5,323,771,311	14,439,292,113
第5特定期間(平成25年11月20日～平成26年5月19日)	2,481,448,202	12,506,961,189
第6特定期間(平成26年5月20日～平成26年11月19日)	1,991,498,129	11,579,578,603
第7特定期間(平成26年11月20日～平成27年5月19日)	191,122,976	9,397,718,303
第8特定期間(平成27年5月20日～平成27年11月19日)	94,556,004	6,091,524,022
第9特定期間(平成27年11月20日～平成28年5月19日)	402,757,778	3,899,960,325
第10特定期間(平成28年5月20日～平成28年11月21日)	70,246,320	2,325,486,153
第11特定期間(平成28年11月22日～平成29年5月19日)	61,782,498	1,678,534,978

第12特定期間(平成29年5月20日～平成29年11月20日)	59,239,242	2,274,421,412
---------------------------------	------------	---------------

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【グローバルCBオープン(マネーブルファンド)】

(1)【投資状況】

(平成29年12月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	25,463,634	100.00%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		86	0.00%
純資産総額		25,463,548	100.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成29年12月末現在)

イ.主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	25,025,685	1.0176 25,466,222	1.0175 25,463,634	- -	100.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.00%
合計	100.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(平成29年12月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(平成29年12月末現在)

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定時 (平成23年11月30日)	1	-	1.0000	-
第1計算期間末 (平成24年5月21日)	5	-	1.0003	-
第2計算期間末 (平成24年11月19日)	44	-	1.0005	-
第3計算期間末 (平成25年5月20日)	32	-	1.0006	-
第4計算期間末 (平成25年11月19日)	67	-	1.0008	-
第5計算期間末 (平成26年5月19日)	15	-	1.0009	-
第6計算期間末 (平成26年11月19日)	18	-	1.0009	-
第7計算期間末 (平成27年5月19日)	13	-	1.0009	-
第8計算期間末 (平成27年11月19日)	18	-	1.0008	-
第9計算期間末 (平成28年5月19日)	17	-	1.0009	-
第10計算期間末 (平成28年11月21日)	12	-	1.0006	-
平成28年12月末日	15	-	1.0006	-
平成29年1月末日	15	-	1.0006	-
平成29年2月末日	12	-	1.0004	-
平成29年3月末日	12	-	1.0002	-
平成29年4月末日	12	-	1.0002	-

第11計算期間末 （平成29年5月19日）	12	-	1.0001	-
平成29年5月末日	24	-	1.0003	-
平成29年6月末日	12	-	1.0002	-
平成29年7月末日	12	-	1.0002	-
平成29年8月末日	12	-	1.0001	-
平成29年9月末日	12	-	1.0000	-
平成29年10月末日	12	-	1.0001	-
第12計算期間末 （平成29年11月20日）	12	-	1.0002	-
平成29年11月末日	13	-	1.0000	-
平成29年12月末日	25	-	1.0000	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てて表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第1期（平成23年11月30日～平成24年5月21日）	0.0%
第2期（平成24年5月22日～平成24年11月19日）	0.0%
第3期（平成24年11月20日～平成25年5月20日）	0.0%
第4期（平成25年5月21日～平成25年11月19日）	0.0%
第5期（平成25年11月20日～平成26年5月19日）	0.0%
第6期（平成26年5月20日～平成26年11月19日）	0.0%
第7期（平成26年11月20日～平成27年5月19日）	0.0%
第8期（平成27年5月20日～平成27年11月19日）	0.0%
第9期（平成27年11月20日～平成28年5月19日）	0.0%
第10期（平成28年5月20日～平成28年11月21日）	0.0%
第11期（平成28年11月22日～平成29年5月19日）	0.0%
第12期（平成29年5月20日～平成29年11月20日）	0.0%

（注）収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（平成23年11月30日～平成24年5月21日）	5,762,539	0
第2期（平成24年5月22日～平成24年11月19日）	46,474,208	7,721,318
第3期（平成24年11月20日～平成25年5月20日）	25,098,343	36,769,329
第4期（平成25年5月21日～平成25年11月19日）	107,880,652	73,345,831
第5期（平成25年11月20日～平成26年5月19日）	31,608,971	83,571,849
第6期（平成26年5月20日～平成26年11月19日）	16,072,533	13,391,017
第7期（平成26年11月20日～平成27年5月19日）	29,808,729	34,728,865
第8期（平成27年5月20日～平成27年11月19日）	18,494,045	13,197,298
第9期（平成27年11月20日～平成28年5月19日）	19,929,975	21,240,634
第10期（平成28年5月20日～平成28年11月21日）	4,242,051	8,988,214
第11期（平成28年11月22日～平成29年5月19日）	3,311,739	3,682,013
第12期（平成29年5月20日～平成29年11月20日）	26,291,744	25,836,711

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考）マザーファンドの運用状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 投資状況

（平成29年12月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
地方債証券	日本	6,001,194	0.17%
特殊債券	日本	1,884,898,028	52.66%
社債券	日本	701,816,900	19.61%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		986,959,523	27.57%
純資産総額		3,579,675,645	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（平成29年12月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	60 政保道路機構 日本	特殊債券 -	550,000,000	101.66 559,177,500	100.89 554,925,250	1.8000 2018/06/29	15.50%

2	49 政保道路機構 日本	特殊債券 -	365,000,000	100.78 367,857,585	100.12 365,460,630	1.5000 2018/01/31	10.21%
3	64 政保道路機構 日本	特殊債券 -	319,000,000	101.59 324,078,480	101.07 322,429,888	1.6000 2018/08/29	9.01%
4	13 政保西日本道 日本	特殊債券 -	190,000,000	100.94 191,790,560	100.33 190,638,970	1.4000 2018/03/27	5.33%
5	5 政保首都高速 日本	特殊債券 -	180,000,000	100.93 181,678,500	100.33 180,604,800	1.4000 2018/03/26	5.05%
6	21 政保政策投資B 日本	特殊債券 -	130,000,000	100.91 131,187,160	100.21 130,280,670	1.6000 2018/02/19	3.64%
7	3 セブンアンドアイ 日本	社債券 -	100,000,000	101.64 101,642,000	100.90 100,905,100	1.9400 2018/06/20	2.82%
8	3 キリンホールディングス 日本	社債券 -	100,000,000	101.06 101,062,500	100.35 100,355,600	1.6900 2018/03/19	2.80%
9	25 ホンダファイナンス 日本	社債券 -	100,000,000	100.46 100,469,000	100.22 100,228,800	0.5540 2018/06/20	2.80%
10	882 政保公営企業 日本	特殊債券 -	100,000,000	100.89 100,893,000	100.21 100,215,900	1.6000 2018/02/19	2.80%
11	2 ヒューリック 日本	社債券 -	100,000,000	100.17 100,176,000	100.14 100,149,000	0.5200 2018/04/25	2.80%
12	169 オリックス 日本	社債券 -	100,000,000	100.25 100,255,700	100.08 100,088,800	0.5130 2018/03/15	2.80%
13	48 野村ホールディング 日本	社債券 -	100,000,000	100.17 100,172,000	100.05 100,059,900	0.2450 2018/06/08	2.80%
14	17 積水ハウス 日本	社債券 -	100,000,000	100.04 100,041,000	100.02 100,029,700	0.1250 2018/04/20	2.79%
15	886 政保公営企業 日本	特殊債券 -	40,000,000	101.51 40,606,400	100.85 40,341,920	1.8000 2018/06/19	1.13%
16	92 大阪府5年 日本	地方債証券 -	6,000,000	100.03 6,001,980	100.01 6,001,194	0.1400 2018/03/28	0.17%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	52.66%
社債券	19.61%
地方債証券	0.17%
合計	72.43%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(平成29年12月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成29年12月末現在)

該当事項はありません。

(参考情報)

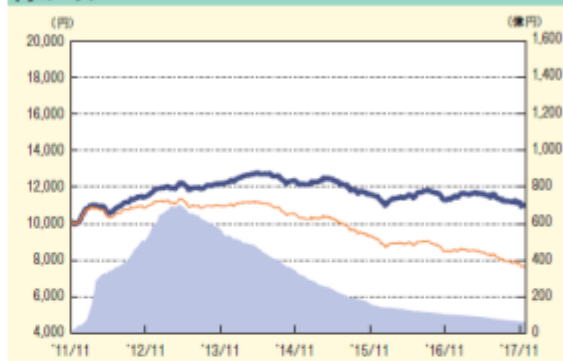
2017年12月29日 現在

基準価額・純資産の推移 (設定日～2017年12月29日)

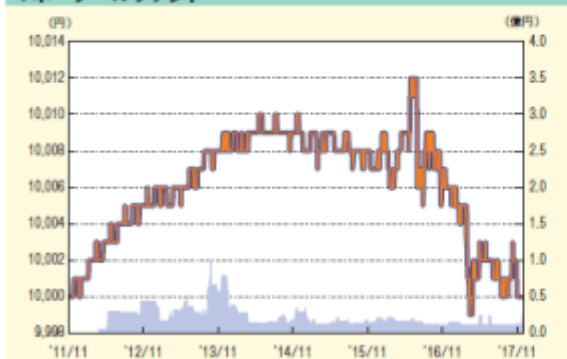
高金利通貨コース



円コース



マネーボールファンド



- 純資産総額：右目盛
- 基準価額：左目盛
- 分配金再投資基準価額：左目盛

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

分配の推移

	高金利通貨コース	円コース
2017年12月	100円	50円
2017年11月	100円	50円
2017年10月	100円	50円
2017年 9月	100円	50円
2017年 8月	100円	50円
直近1年間累計	1,200円	600円
設定未累計	7,200円	3,600円

* 分配金は1万口当たり、税引前

	マネーボールファンド
2017年11月	0円
2017年 5月	0円
2016年11月	0円
2016年 5月	0円
2015年11月	0円
設定未累計	0円

主要な資産の状況

高金利通貨コース

投資銘柄	投資比率
Global Convertible Bond Fund INR Class	34.8%
Global Convertible Bond Fund BRL Class	33.1%
Global Convertible Bond Fund AUD Class	31.1%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.0%

マネーボールファンド

投資銘柄	投資比率
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	100.0%

* 投資比率は全て純資産総額対比

円コース

投資銘柄	投資比率
Global Convertible Bond Fund JPY Class	98.0%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.0%

■ 参考情報（上位10銘柄）

グローバル・コンバーティブル・ボンド・ファンド

	投資銘柄	国名	クーポン	償還日	業種	投資比率
1	J SAINSBURY PLC	英国	2.875%	2021/7/30	食品・生活必需品小売り	4.5%
2	AABAR INVESTMENTS PJSC	アラブ首長国	0.500%	2020/3/27	銀行	4.3%
3	DISH NETWORK CORP	米国	3.375%	2026/8/15	メディア	4.0%
4	HELICAL BAR JERSEY LTD	英国	4.000%	2019/6/17	不動産	3.5%
5	PALADIN ENERGY LTD	オーストラリア	7.000%	2020/3/31	エネルギー	3.3%
6	SHIP FINANCE INTL LTD	ノルウェー	5.750%	2021/10/15	エネルギー	2.9%
7	TESLA INC	米国	2.375%	2022/3/15	自動車・自動車部品	2.9%
8	ICHOR COAL NV	南アフリカ	5.000%	2019/6/7	エネルギー	2.8%
9	FIREEYE INC	米国	1.625%	2035/6/1	ソフトウェア・サービス	2.4%
10	ON SEMICONDUCTOR CORP	米国	1.000%	2020/12/1	半導体・半導体製造装置	2.3%

* 投資比率はグローバル・コンバーティブル・ボンド・ファンドの純資産総額対比

* 業種は世界産業分類基準（GICS）

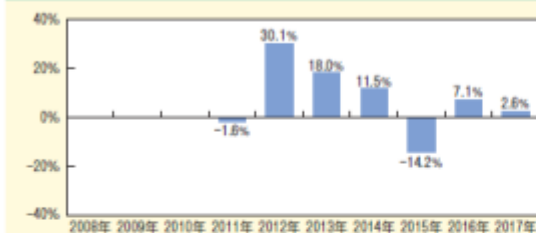
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	60 政保道路機構	特殊債券	15.5%
2	49 政保道路機構	特殊債券	10.2%
3	64 政保道路機構	特殊債券	9.0%
4	13 政保西日本道	特殊債券	5.3%
5	5 政保首都高速	特殊債券	5.0%
6	21 政保政策投資日	特殊債券	3.6%
7	3 セブアンドアイ	社債券	2.8%
8	3 キリンホールディングス	社債券	2.8%
9	25 ホンダファイナンス	社債券	2.8%
10	882 政保公営企業	特殊債券	2.8%

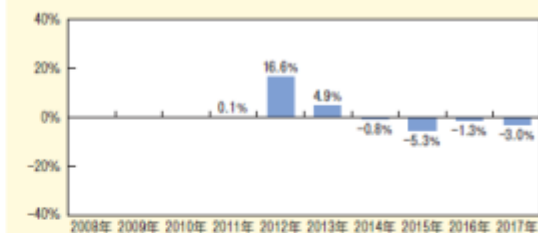
* 投資比率はキャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

年間収益率の推移

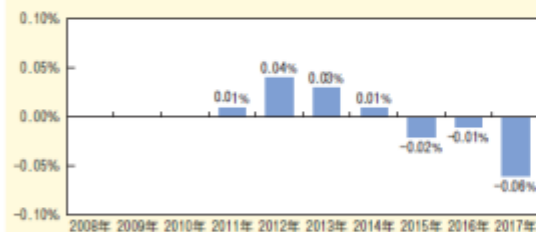
高金利通貨コース



円コース



マネーブルファンド



* ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2011年は当初設定日（2011年11月30日）から年末までの収益率です。

* ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

* ファンドには、ベンチマークはありません。

- ・ ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、各コースにおいては、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合および12月24日は、取得のお申込みを受付けないものとしま

す。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日および12月24日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。また、マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

(2) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初1口＝1円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。

(3) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。

なお、当ファンドは高金利通貨コース、円コース、マネープールファンドの3つのファンドで構成されていますが、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(4) 定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(注) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

[各コ-ス]

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合および12月24日は、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日および12月24日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

<解約請求による換金手続き>

解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社の申込場所
所で支払われます。

解約にかかる手数料：ありません。

[マネープールファンド]

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

< 解約請求による換金手続き >

解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社の申込場所
所で支払われます。

解約にかかる手数料：ありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主要投資対象の評価方法 >

ファンド名	有価証券等	評価方法
高金利通貨コース 円コース	投資信託証券 (外国籍)	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。
マネープールファンド	公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ・価格情報会社の提供する価額 残存期間が1年以内の公社債については、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成23年11月30日）から、平成33年11月19日まで（約10年）とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記「(5) その他 信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

[各コース]

計算期間は、原則として毎月20日から翌月19日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

[マネープールファンド]

計算期間は、原則として毎年5月20日から11月19日、11月20日から翌年5月19日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

(5) 【その他】

信託契約の解約

〔各コース〕

- イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、グローバルC B オープン全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ハ．委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 二．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ホ．前二．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ヘ．前二．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ト．前二．から前ヘ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前ハ．の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前二．から前ヘ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

〔マネープールファンド〕

- イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、グローバルC B オープン全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ハ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 二．前ハ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ホ．前ハ．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ヘ．前ハ．から前ホ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意

思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前八．から前ホ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社がこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ．委託会社は、前イ．の事項（前イ．の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前イ．の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

運用にかかる報告等開示方法

[各コース]

- イ．委託会社は、特定期末（毎年5月、11月に属する計算期末）から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。
- ロ．委託会社は、特定期末および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面）を作成します。
- ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のインターネットホームページに掲載します。
<インターネットホームページ><http://www.daiwasbi.co.jp/>
- ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

[マネープールファンド]

- イ．委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。
- ロ．委託会社は、決算時および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面）を作成します。
- ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のインターネットホームページに掲載します。
<インターネットホームページ><http://www.daiwasbi.co.jp/>
- ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

委託会社と関係法人との契約の変更

<募集・販売契約>

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

グローバルC Bオープン・高金利通貨コース

グローバルC Bオープン・円コース

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成29年5月20日から平成29年11月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

グローバルC Bオープン（マネープールファンド）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（平成29年5月20日から平成29年11月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバルCBオープン・高金利通貨コース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成29年5月19日現在	当期 平成29年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	121,570,141	94,554,853
投資信託受益証券	3,797,330,952	3,169,949,320
親投資信託受益証券	609,067	609,127
未収入金	5,142,276	1,483,143
流動資産合計	3,924,652,436	3,266,596,443
資産合計	3,924,652,436	3,266,596,443
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	44,893,409	40,414,381
未払解約金	27,187,716	3,517,912
未払受託者報酬	89,748	79,735
未払委託者報酬	3,410,740	3,030,206
その他未払費用	217,559	188,283
流動負債合計	75,799,172	47,230,517
負債合計	75,799,172	47,230,517
純資産の部		
元本等		
元本	4,489,340,902	4,041,438,130
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	640,487,638	822,072,204
（分配準備積立金）	1,574,635,032	1,632,988,196
元本等合計	3,848,853,264	3,219,365,926
純資産合計	3,848,853,264	3,219,365,926
負債純資産合計	3,924,652,436	3,266,596,443

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 平成28年11月22日 平成29年5月19日	自 至	当期 平成29年5月20日 平成29年11月20日
営業収益				
受取配当金		551,260,590		539,571,541
受取利息		579		295
有価証券売買等損益		124,124,430		515,294,904
営業収益合計		427,136,739		24,276,932
営業費用				
支払利息		30,170		23,861
受託者報酬		572,680		495,691
委託者報酬		21,763,916		18,838,042
その他費用		217,667		188,283
営業費用合計		22,584,433		19,545,877
営業利益又は営業損失（ ）		404,552,306		4,731,055
経常利益又は経常損失（ ）		404,552,306		4,731,055
当期純利益又は当期純損失（ ）		404,552,306		4,731,055
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		8,899,416		56,906
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		832,768,259		640,487,638
剰余金増加額又は欠損金減少額		94,657,823		83,942,243
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		94,657,823		83,942,243
剰余金減少額又は欠損金増加額		12,041,708		17,375,648
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		12,041,708		17,375,648
分配金		285,988,384		252,825,310
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		640,487,638		822,072,204

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期	
	自 平成29年 5月20日	至 平成29年11月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、当計算期末が休日のため、平成29年 5月20日から平成29年11月20日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	平成29年 5月19日現在	平成29年11月20日現在
1. 元本状況		
期首元本額	5,200,338,842円	4,489,340,902円
期中追加設定元本額	108,980,278円	121,406,254円
期中一部解約元本額	819,978,218円	569,309,026円
2. 受益権の総数	4,489,340,902口	4,041,438,130口
3. 元本の欠損	640,487,638円	822,072,204円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期		当期	
自 平成28年11月22日 至 平成29年 5月19日		自 平成29年 5月20日 至 平成29年11月20日	
分配金の計算過程 第60期計算期間末（平成28年12月19日）に、投資信託約款に基づき計算した3,221,532,695円（1万口当たり6,351.40円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い150,721,632円（1万口当たり100円）を分配しております。		分配金の計算過程 第66期計算期間末（平成29年 6月19日）に、投資信託約款に基づき計算した3,024,209,326円（1万口当たり6,875.10円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い143,987,827円（1万口当たり100円）を分配しております。	
配当等収益 （費用控除後）	93,628,114円	配当等収益 （費用控除後）	85,901,372円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,576,675,206円	収益調整金	1,407,513,739円
分配準備積立金	1,551,229,375円	分配準備積立金	1,530,794,215円
分配可能額	3,221,532,695円	分配可能額	3,024,209,326円
（1万口当たり分配可能額）	(6,351.40円)	（1万口当たり分配可能額）	(6,875.10円)
収益分配金	50,721,632円	収益分配金	43,987,827円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)	（1万口当たり収益分配金）	(100円)
第61期計算期間末（平成29年 1月19日）に、投資信託約款に基づき計算した3,165,189,056円（1万口当たり6,429.22円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い149,231,284円（1万口当たり100円）を分配しております。		第67期計算期間末（平成29年 7月19日）に、投資信託約款に基づき計算した2,994,918,707円（1万口当たり6,978.89円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い142,913,980円（1万口当たり100円）を分配しております。	
配当等収益 （費用控除後）	87,521,004円	配当等収益 （費用控除後）	87,449,996円
有価証券売買等損益	0円	有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	1,534,548,789円	収益調整金	1,378,234,219円
分配準備積立金	1,543,119,263円	分配準備積立金	1,529,234,492円

分配可能額	3,165,189,056円
（1万口当たり分配可能額）	(6,429.22円)
収益分配金	49,231,284円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第62期計算期間末（平成29年2月20日）に、投資信託約款に基づき計算した3,140,393,639円（1万口当たり6,514.97円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い148,202,698円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	89,509,971円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	1,508,564,905円
分配準備積立金	1,542,318,763円
分配可能額	3,140,393,639円
（1万口当たり分配可能額）	(6,514.97円)
収益分配金	48,202,698円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第63期計算期間末（平成29年3月21日）に、投資信託約款に基づき計算した3,097,725,288円（1万口当たり6,601.35円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い146,925,617円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	87,338,967円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,475,977,421円
分配準備積立金	1,534,408,900円
分配可能額	3,097,725,288円
（1万口当たり分配可能額）	(6,601.35円)
収益分配金	46,925,617円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第64期計算期間末（平成29年4月19日）に、投資信託約款に基づき計算した3,077,212,794円（1万口当たり6,687.59円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い146,013,744円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	85,697,054円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,452,584,385円
分配準備積立金	1,538,931,355円
分配可能額	3,077,212,794円
（1万口当たり分配可能額）	(6,687.59円)
収益分配金	46,013,744円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第65期計算期間末（平成29年5月19日）に、投資信託約款に基づき計算した3,043,669,388円（1万口当たり6,779.77円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い144,893,409円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	86,273,320円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,424,140,947円
分配準備積立金	1,533,255,121円
分配可能額	3,043,669,388円
（1万口当たり分配可能額）	(6,779.77円)
収益分配金	44,893,409円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

分配可能額	2,994,918,707円
（1万口当たり分配可能額）	(6,978.89円)
収益分配金	42,913,980円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第68期計算期間末（平成29年8月21日）に、投資信託約款に基づき計算した3,001,045,074円（1万口当たり7,080.79円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い142,382,883円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	85,544,676円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,372,294,662円
分配準備積立金	1,543,205,736円
分配可能額	3,001,045,074円
（1万口当たり分配可能額）	(7,080.79円)
収益分配金	42,382,883円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第69期計算期間末（平成29年9月19日）に、投資信託約款に基づき計算した3,013,704,919円（1万口当たり7,188.22円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い141,925,585円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	86,966,012円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,362,263,469円
分配準備積立金	1,564,475,438円
分配可能額	3,013,704,919円
（1万口当たり分配可能額）	(7,188.22円)
収益分配金	41,925,585円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第70期計算期間末（平成29年10月19日）に、投資信託約款に基づき計算した3,007,628,009円（1万口当たり7,299.95円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い141,200,654円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	87,233,039円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,343,435,086円
分配準備積立金	1,576,959,884円
分配可能額	3,007,628,009円
（1万口当たり分配可能額）	(7,299.95円)
収益分配金	41,200,654円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第71期計算期間末（平成29年11月20日）に、投資信託約款に基づき計算した2,997,272,217円（1万口当たり7,416.35円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い140,414,381円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	87,455,173円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,323,869,640円
分配準備積立金	1,585,947,404円
分配可能額	2,997,272,217円
（1万口当たり分配可能額）	(7,416.35円)
収益分配金	40,414,381円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	当期
	自 平成29年5月20日 至 平成29年11月20日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、リスク管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期
	平成29年11月20日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期（平成29年5月19日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	60
投資信託受益証券	110,511,444
合計	110,511,384

当期（平成29年11月20日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	60
投資信託受益証券	193,357,502
合計	193,357,442

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期（平成29年5月19日現在）

該当事項はありません。

当期（平成29年11月20日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当期（自平成29年5月20日 至 平成29年11月20日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成29年5月19日現在	当期 平成29年11月20日現在
1口当たり純資産額 0.8573円 「1口 = 1円（10,000口 = 8,573円）」	1口当たり純資産額 0.7966円 「1口 = 1円（10,000口 = 7,966円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Global Convertible Bond Fund AUD Class	1,384,655,047	981,997,359	

投資信託受益証券	Global Convertible Bond Fund BRL Class	3,611,137,450	1,081,896,780	
投資信託受益証券	Global Convertible Bond Fund INR Class	1,525,382,956	1,106,055,181	
親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	598,533	609,127	
合計	4銘柄	6,521,773,986	3,170,558,447	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	平成29年5月19日現在 金額（円）	平成29年11月20日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,410,955,998	691,367,421
地方債証券	-	6,002,940
特殊債券	1,266,216,765	1,888,577,543
社債券	1,103,260,700	802,543,400
未収利息	6,469,431	10,220,760
前払費用	2,713,660	1,590,763
流動資産合計	3,789,616,554	3,400,302,827
資産合計	3,789,616,554	3,400,302,827
負債の部		
流動負債		
未払解約金	24,361,504	6,804,551
流動負債合計	24,361,504	6,804,551
負債合計	24,361,504	6,804,551
純資産の部		
元本等		
元本	3,700,010,033	3,334,461,429
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	65,245,017	59,036,847
元本等合計	3,765,255,050	3,393,498,276
純資産合計	3,765,255,050	3,393,498,276
負債純資産合計	3,789,616,554	3,400,302,827

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成29年 5月20日 至 平成29年11月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成29年 5月19日現在	平成29年11月20日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	4,617,189,756円	3,700,010,033円
期中追加設定元本額	1,786,729,031円	3,430,354,059円
期中一部解約元本額	2,703,908,754円	3,795,902,663円
元本の内訳		
S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド	173,288,036円	208,395,494円
S M B C ファンドラップ・欧州株	59,490,347円	67,743,268円
S M B C ファンドラップ・新興国株	42,528,588円	49,668,612円
S M B C ファンドラップ・コモディティ	16,429,431円	18,290,563円
S M B C ファンドラップ・米国債	70,637,666円	81,385,472円
S M B C ファンドラップ・欧州債	60,428,376円	68,823,413円
S M B C ファンドラップ・新興国債	31,683,951円	35,895,350円
S M B C ファンドラップ・日本グロース株	100,666,415円	115,147,053円
S M B C ファンドラップ・日本中小型株	22,982,986円	27,665,572円
S M B C ファンドラップ・日本債	615,559,216円	732,500,345円
D C 日本国債プラス	533,005,667円	-
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	117,533,424円	98,347,664円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	376,025,792円	335,837,278円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	12,852,929円	12,775,756円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型）	403,261,992円	342,622,566円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	16,494,686円	15,096,906円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	108,317,746円	232,209,893円
エマージング・ボンド・ファンド（マネー・プールファンド）	610,033,190円	333,937,948円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）	95,108,295円	140,363,394円
エマージング好配当株オープン マネー・ポートフォリオ	2,241,843円	3,268,121円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	1,869,006円	1,950,701円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）	1,659,281円	1,574,779円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）	1,666,118円	1,531,131円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）	2,872,842円	2,275,436円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）	12,629,250円	9,219,608円
米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり）	245,556円	245,556円
米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）	245,556円	245,556円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネー・プールファンド）	38,105,142円	38,104,068円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース	28,552,106円	27,988,536円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース	2,430,139円	2,281,710円
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネー・プールファンド）	984,149円	984,149円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	18,658,181円	18,658,181円

日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円	9,783円
株式&通貨 資源ダブルフォーカス（毎月分配型）	9,512,243円	9,512,243円
日本株225・米ドルコース	49,237円	49,237円
日本株225・ブラジルリアルコース	393,895円	393,895円
日本株225・豪ドルコース	147,711円	147,711円
日本株225・資源3通貨コース	49,237円	49,237円
グローバルCBオープン・高金利通貨コース	598,533円	598,533円
グローバルCBオープン・円コース	827,757円	827,757円
グローバルCBオープン（マネープールファンド）	11,840,714円	12,287,550円
オーストラリア高配当株プレミアム（毎月分配型）	1,057,457円	1,057,457円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年2回決算型）	4,566,053円	4,566,053円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（毎月決算型）	14,309円	14,309円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（年2回決算型）	12,837円	12,837円
カナダ高配当株ツイン（毎月分配型）	66,417,109円	66,417,109円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）	394,388円	380,552円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）	5,018,706円	5,795,435円
カナダ高配当株ファンド	984円	984円
短期米ドル社債オープン<為替ヘッジなし>（毎月分配型）	98,290円	98,290円
短期米ドル社債ファンド2015-06（為替ヘッジあり）	98,242円	98,242円
短期米ドル社債ファンド2015-06（為替ヘッジなし）	98,242円	98,242円
短期米ドル社債オープン<為替ヘッジあり>（毎月分配型）	98,242円	98,242円
米国短期社債戦略ファンド2015-10（為替ヘッジあり）	149,304円	149,304円
米国短期社債戦略ファンド2015-10（為替ヘッジなし）	215,194円	215,194円
米国短期社債戦略ファンド2017-03（為替ヘッジあり）	1,751,754円	1,751,754円
世界リアルアセット・バランス（毎月決算型）	1,451,601円	1,451,601円
世界リアルアセット・バランス（資産成長型）	2,567,864円	2,567,864円
大和住銀マルチ・ストラテジー・ファンド（ヘッジ付）（適格機関投資家限定）	-	186,695,490円
合計	3,700,010,033円	3,334,461,429円
2. 受益権の総数	3,700,010,033口	3,334,461,429口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年5月20日 至 平成29年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、リスク管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成29年11月20日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
------------	---

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成29年5月19日現在）

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額（円）
特 殊 債 券	5,293,685
社 債 券	4,061,200
合 計	9,354,885

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成28年7月26日から平成29年5月19日まで）を指しております。

（平成29年11月20日現在）

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額（円）
地 方 債 証 券	960
特 殊 債 券	8,691,642
社 債 券	2,304,200
合 計	10,994,882

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成29年7月26日から平成29年11月20日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（平成29年5月19日現在）

該当事項はありません。

（平成29年11月20日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成29年5月20日 至 平成29年11月20日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成29年5月19日現在	平成29年11月20日現在
1口当たり純資産額 1.0176円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,176円）」	1口当たり純資産額 1.0177円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,177円）」

（3）附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	地方債証券	92 大阪府5年	6,000,000	6,002,940	
	特殊債券	21 政保政策投資B	130,000,000	130,516,750	
	特殊債券	49 政保道路機構	365,000,000	366,087,335	
	特殊債券	60 政保道路機構	550,000,000	556,182,550	
	特殊債券	64 政保道路機構	319,000,000	323,102,978	
	特殊債券	882 政保公営企業	100,000,000	100,397,500	
	特殊債券	886 政保公営企業	40,000,000	40,429,760	
	特殊債券	5 政保首都高速	180,000,000	180,896,040	
	特殊債券	13 政保西日本道	190,000,000	190,964,630	
	社債券	24 中日本高速道	100,000,000	100,064,100	
	社債券	3 キリンホールディングス	100,000,000	100,555,900	
	社債券	3 セブンアンドアイ	100,000,000	101,153,200	
	社債券	7 ドン・キホーテ	100,000,000	100,024,900	
	社債券	25 ホンダファイナンス	100,000,000	100,325,200	
	社債券	169 オリックス	100,000,000	100,156,000	
	社債券	48 野村ホールディング	100,000,000	100,118,300	
	社債券	460 関西電力	100,000,000	100,145,800	
	合計	17銘柄	2,680,000,000	2,697,123,883	

<参考>

当ファンドは、「Global Convertible Bond Fund AUD Class」、「Global Convertible Bond Fund BRL Class」および「Global Convertible Bond Fund INR Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であります。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

この投資信託は、2016年11月30日に計算期間が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表は作成され、現地において独立監査人による財務書類の監査を受けております。

以下の「貸借対照表」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」および「有価証券明細表」等は、「Global Convertible Bond Fund」の2016年11月30日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

貸借対照表

2016年11月30日現在

(米ドルで表示)

資産の部

有価証券（公正価値）(取得原価 USD 147,861,048)	USD	129,247,532
現金		911
外国為替予約取引に係る評価益		2,751,375
未収入金:		
受益証券発行分		10,070
配当金		84,525
利息		737,594
前払設立費用		1,584
資産 合計		132,833,591

負債の部

外国為替予約取引に係る評価損		3,925,778
受入証拠金		2,414,715
カストディアン宛未払い金		1,489
未払金:		
受益証券買戻分		245,223
未払運用報酬		144,724
専門家報酬		69,733
カストディーフィー		19,046
管理会社報酬		7,221
名義書換代理人報酬		6,077
為替管理報酬		2,387
ファシリティ - 費用		400
負債 合計		6,836,793

純資産

USD 125,996,798

Class A - AUD Class

USD 12,838,765

Class B - BRL Class	12,719,958
Class C - INR Class	13,287,445
Class D - JPY Class	87,150,630
	USD 125,996,798

発行済み受益証券

Class A - AUD Class	1,792,572,764
Class B - BRL Class	3,312,594,902
Class C - INR Class	1,813,254,756
Class D - JPY Class	12,571,755,880

受益証券一口あたりの純資産

Class A - AUD Class	USD	0.0072
Class B - BRL Class	USD	0.0038
Class C - INR Class	USD	0.0073
Class D - JPY Class	USD	0.0069

損益計算書（2016年11月30日に終了した年度）**（米ドルで表示）****収益**

受取利息	USD	7,116,896
受取配当金（源泉税 USD 88,418控除後）		219,694
収益 合計		7,336,590

費用

運用報酬	1,088,857
カストディーフィー	109,470
専門家報酬	67,846
管理会社報酬	46,904
名義書換代理人報酬	42,894
為替管理報酬	15,614
受託会社報酬	11,887
ファンド設立費用	7,065
その他費用	7,125
費用 合計	1,397,662

純利益**5,938,928****実現及び未実現（損）益:****実現（損）益:**

有価証券	(7,944,782)
外国為替取引及び外国為替予約取引	19,122,807

実現(損)益 合計		11,178,025
未実現(損)益の変動:		
有価証券		1,016,695
外国為替取引及び外国為替予約取引		(2,452,727)
未実現(損)益の変動 合計		(1,436,032)
実現及び未実現(損)益 合計		9,741,993
運用による純資産の増(減)額	USD	15,680,921

純資産変動計算書(2016年11月30日に終了した年度)

(米ドルで表示)

運用による純資産の増(減)額		
純(損)益	USD	5,938,928
実現(損)益		11,178,025
未実現(損)益の正味変動額		(1,436,032)
運用による純資産の増(減)額		15,680,921
受益者への分配額		(22,799,522)
ファンドの受益証券の取引による純資産の増(減)額		(52,865,967)
純資産の増(減)額		(59,984,568)
純資産		
期首		185,981,366
期末	USD	125,996,798

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

有価証券明細表(2016年11月30日現在)

額面	銘柄名	公正価値
	固定利付証券(88.2%)	(USD)
	オーストラリア(3.1%)	
	転換社債券(3.1%)	
	Paladin Energy, Ltd.	

USD 5,951,000	7.00% due 03/31/20	3,897,905
	転換社債券 計	3,897,905
	オーストラリア 計 (取得原価 USD5,800,986)	3,897,905
	オーストリア (3.6%)	
	転換社債券 (3.6%)	
	Steinhoff Finance Holding GmbH	
EUR 4,300,000	1.25% due 10/21/23	4,451,965
	転換社債券 計	4,451,965
	オーストリア 計 (取得原価 USD4,847,314)	4,451,965
	香港 (10.7%)	
	転換社債券 (10.7%)	
	Asia View, Ltd.	
USD 4,250,000	1.50% due 08/08/19	4,520,937
	Bagan Capital, Ltd.	
USD 4,357,000	0.00% due 09/23/21	4,498,603
	China Overseas Finance Investment Cayman V, Ltd.	
USD 4,400,000	0.00% due 01/05/23	4,468,200
	転換社債券 計	13,487,740
	香港 計 (取得原価 USD13,051,941)	13,487,740
	インド (3.2%)	
	転換社債券 (3.2%)	
	Castex Technologies, Ltd.	
USD 4,400,000	2.50% due 09/21/17	0*

USD 10,250,000	Jaiprakash Power Ventures, Ltd. 7.00% due 09/30/16 (a)	4,048,750
	転換社債券 計	4,048,750
	インド 計 (取得原価 USD10,891,041)	4,048,750
	日本 (3.7%)	
	転換社債券 (3.7%)	
USD 5,000,000	Mitsui OSK Lines, Ltd. 0.00% due 04/24/20	4,612,500
	転換社債券 計	4,612,500
	日本 計 (取得原価 USD4,129,659)	4,612,500
	ルクセンブルグ (0.4%)	
	社債券 (0.4%)	
USD 500,000	Oryx SA 2.45% due 09/11/18	499,625
	社債券 計	499,625
	ルクセンブルグ 計 (取得原価 USD484,062)	499,625
	マレーシア (3.8%)	
	転換社債券 (3.8%)	
USD 5,000,000	Cahaya Capital, Ltd. 0.00% due 09/18/21	4,817,500
	転換社債券 計	4,817,500
	マレーシア 計 (取得原価 USD4,860,449)	4,817,500
	オランダ (5.4%)	

転換社債券 (5.4%)

	Air Berlin Finance BV	
EUR 5,400,000	6.00% due 03/06/19	4,816,944

	Ichor Coal NV	
EUR 4,100,000	8.00% due 06/07/17	1,978,923

転換社債券 計**6,795,867****オランダ 計 (取得原価 USD12,900,953)****6,795,867**

額面	銘柄名	公正価値
----	-----	------

固定利付証券 (88.2%) (続き)

(USD)

シンガポール (7.0%)**転換社債券 (7.0%)**

	CapitaLand, Ltd.	
SGD 6,500,000	1.85% due 06/19/20	4,390,359

	Suntec Real Estate Investment Trust	
SGD 6,500,000	1.75% due 09/05/21	4,431,426

転換社債券 計**8,821,785****シンガポール 計 (取得原価 USD9,877,018)****8,821,785****タイ (3.9%)****転換社債券 (3.9%)**

	CP Foods Holdings Ltd.	
USD 5,000,000	0.50% due 09/22/21	4,926,250

	転換社債券 計	4,926,250
	タイ 計 (取得原価 USD5,007,484)	4,926,250
	アラブ首長国連邦 (10.8%)	
	転換社債券 (10.8%)	
	Aabar Investments PJSC	
EUR 5,400,000	0.50% due 03/27/20	4,522,304
	DP World, Ltd.	
USD 4,600,000	1.75% due 06/19/24	4,513,750
	National Bank of Abu Dhabi PJSC	
USD 4,600,000	1.00% due 03/12/18	4,600,000
	転換社債券 計	13,636,054
	アラブ首長国連邦 計 (取得原価 USD13,492,089)	13,636,054
	イギリス (10.5%)	
	転換社債券 (10.5%)	
	Helical Bar Jersey, Ltd.	
GBP 3,500,000	4.00% due 06/17/19	4,173,933
	J Sainsbury PLC	
GBP 3,800,000	2.88% due 12/29/49 (b)(c)(d)	4,478,287
	Premier Oil Finance Jersey, Ltd.	
USD 6,800,000	2.50% due 07/27/18	4,590,000
	転換社債券 計	13,242,220
	イギリス 計 (取得原価 USD15,126,573)	13,242,220
	アメリカ (22.1%)	

転換社債券 (22.1%)

	Ares Capital Corp.		
USD 2,728,000	4.38% due 01/15/19		2,840,530
USD 2,200,000	4.75% due 01/15/18		2,267,375
	FireEye, Inc.		
USD 5,000,000	1.63% due 06/01/35 (b)		4,521,875
	Huron Consulting Group, Inc.		
USD 4,700,000	1.25% due 10/01/19		4,632,437
	Liberty Interactive LLC		
USD 7,642,000	4.00% due 11/15/29 (b)		4,652,450
	Macquarie Infrastructure Corp.		
USD 4,550,000	2.00% due 10/01/23		4,575,594
	Tesla Motors, Inc.		
USD 5,200,000	1.25% due 03/01/21		4,387,500
			<hr/>
	転換社債券 計		27,877,761
			<hr/>

アメリカ 計 (取得原価 USD27,614,296)

27,877,761

固定利付証券 計 (取得原価 USD128,083,865)

111,115,922

株数 転換優先株式 (3.6%)**イスラエル (3.6%)****PHARMACEUTICALS (3.6%)**

	Teva Pharmaceutical Industries, Ltd.		
6,900	7.00% due 12/15/18		4,512,600

イスラエル 計 (取得原価 USD5,987,583)

4,512,600

転換優先株式 計 (取得原価 USD5,987,583)

4,512,600

純資産比率

額面	銘柄名	(%)	公正価値
	短期投資 (10.8%)		(USD)
	フランス (4.9%)		
	定期預金 (4.9%)		
	BNP Paribas		
EUR	3,512,802 (0.57)% due 12/01/16		3,726,380
GBP	1,930,483 0.05% due 12/01/16		2,411,946
	定期預金 計		6,138,326
	フランス 計 (取得原価 USD6,271,631)		6,138,326
	ケイマン諸島 (1.4%)		
	定期預金 (1.4%)		
	Bank of Tokyo - Mitsubishi UFJ, Ltd.		
JPY	7,129,316 (0.36)% due 12/01/16		62,568
	Brown Brothers Harriman & Co.		
CHF	1,599 (1.45)% due 12/01/16		1,569
SEK	975 (0.98)% due 12/01/16		106
SGD	2,442,789 0.01% due 12/01/16		1,705,382
ZAR	4 5.50% due 12/01/16		0**
	定期預金 計		1,769,625
	ケイマン諸島 計 (取得原価 USD1,806,910)		1,769,625
	スウェーデン (4.5%)		
	定期預金 (4.5%)		
	Skandinaviska Enskilda Banken AB		
USD	5,711,059 0.15% due 12/01/16		5,711,059
	定期預金 計		5,711,059
	スウェーデン 計 (取得原価 USD5,711,059)		5,711,059
	短期投資 計 (取得原価 USD13,789,600)		13,619,010
	投資 計 (取得原価 USD147,861,048)	102.6%	129,247,532

(2.6)

負債(現金及びその他資産を除く)

(3,250,734)

純資産

100.0%

125,996,798

- (a) この証券はデフォルトしている。
 (b) コーラブル証券
 (c) 変動利付き証券: 2016年11月30日現在
 (d) 永久債
 * Bluebay社がゼロで評価
 ** 残高1ドル未満

ファンド別外国為替予約取引 2016年11月30日

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益(USD)	評価(損)	
							(USD)	益(USD)
							\$	
EUR	Citibank N.A.	660,000	12/07/2016	USD	740,038	\$ -	\$ (39,792)	(39,792)
JPY	Citibank N.A.	1,011,202	12/02/2016	USD	8,960	-	(86)	(86)
JPY	Citibank N.A.	19,355,329	12/02/2016	USD	171,508	-	(1,642)	(1,642)
JPY	Citibank N.A.	1,011,202	12/02/2016	USD	8,960	-	(86)	(86)
JPY	Citibank N.A.	1,011,202	12/02/2016	USD	8,960	-	(86)	(86)
JPY	Citibank N.A.	5,553,044	12/05/2016	USD	48,739	-	-	-
JPY	Citibank N.A.	7,129,316	12/07/2016	USD	68,105	-	(5,528)	(5,528)
USD	Citibank N.A.	3,357	12/05/2016	JPY	382,483	-	-	-
USD	Citibank N.A.	3,357	12/05/2016	JPY	382,483	-	-	-
USD	Citibank N.A.	3,357	12/05/2016	JPY	382,483	-	-	-
USD	Citibank N.A.	11,368,104	12/07/2016	GBP	8,500,000	747,512	-	747,512
USD	Citibank N.A.	157,505	12/07/2016	SGD	218,000	5,310	-	5,310
USD	Citibank N.A.	700,774	12/07/2016	GBP	525,000	44,796	-	44,796
USD	Citibank N.A.	21,728,019	12/07/2016	EUR	19,400,000	1,145,033	-	1,145,033

USD	Citibank N.A.	11,128,498	12/07/2016	SGD	15,088,000	594,914	-	594,914
								\$
						\$ 2,537,565	\$ (47,220)	2,490,345

Class A- AUD Class の外国為替予約取引 2016年11月30日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益 (USD)	評価(損) (USD)	評価(損) 益(USD)
AUD	Citibank N.A.	17,240,582	12/19/2016	USD	12,856,094	-	(123,881)	(123,881)

Class B- BRL Classの外国為替予約取引 2016年11月30日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益 (USD)	評価(損) (USD)	評価(損) 益(USD)
BRL	Citibank N.A.	43,057,079	12/19/2016	USD	12,450,190	213,810	-	213,810

Class C- INR Classの外国為替予約取引 2016年11月30日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益 (USD)	評価(損) (USD)	評価(損) 益(USD)
INR	Citibank N.A.	896,336,671	12/19/2016	USD	13,125,719	-	(52,451)	(52,451)

Class D- JPY Classの外国為替予約取引 2016年11月30日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益 (USD)	評価(損) (USD)	評価(損) 益(USD)
JPY	Citibank N.A.	9,968,308,182	12/19/2016	USD	91,277,738	-	(3,702,226)	(3,702,226)

デリバティブ取引の価値

以下の表は本ファンドのデリバティブ取引の要約である。

取引相手方	デリバティブ		デリバティブ		担保受取*	担保差入*	純額**
	資産の価値	負債の価値	資産の価値	負債の価値			
店頭デリバティブ							
外国為替予約取引							
Citibank N.A.	USD 2,751,375	USD (3,925,778)	USD -	USD -	USD -	USD -	USD (1,174,403)
合計	USD 2,751,375	USD (3,925,778)	USD -	USD -	USD -	USD -	USD (1,174,403)

*実際の担保は上記の表に開示されたものよりも多い場合がある。

**純額は、デフォルトが発生した場合に取引先から（または取引先に）生じる受取り（または支払い）の額をあらわしている。純額は、同一の法人格に対する同一の契約に基づく取引に関して損益を通算することが認められている。

通貨：

AUD - オーストラリアドル

BRL - ブラジルレアル

CHF - スイスフラン

EUR - ユーロ

GBP - イギリスポンド

INR - インドルピー

JPY - 日本円

SEK - スウェーデンクローネ

SGD - シンガポールドル

USD - アメリカドル

ZAR - 南アフリカランド

財務諸表に関する注記（抜粋）

2016年11月30日現在

重要な会計方針

本ファンドの財務諸表は、2015年12月1日からファンドの計算期間末日である2016年11月30日までの期間を反映したもので、計算期間末日は11月の最終営業日（営業日とは、ニューヨーク証券取引所ならびにニューヨークの銀行が通常の業務を行っている日）である。

以下は、本ファンドが米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「米国GAAP」）に準拠して、その財務諸表を作成するにあたって継続して適用している重要な会計方針の要約である。米国GAAPに準拠した財務諸表を作成するにあたって、経営陣は、財務諸表の報告額及び開示事項に影響する予想及び仮定を設定する必要がある。このような予想と実績は異なる可能性がある。

(A) 受益証券の純資産額の決定

本ファンドの純資産額（以下、純資産額）は、毎営業日及び受託会社が決定するその他の時点（以下、それぞれの計算日）において計算される。本ファンドの純資産額は、管理会社報酬、弁護士報酬、監査報酬並びにその他の専門家報酬及び費用等を含み、本ファンドの資産及び負債の全額を考慮して計算される。

本ファンドの各クラスに関する純資産額は、日本円で計算され、本ファンドの機能通貨であるアメリカドルに換算される。日本円で表示される一口当たりの純資産額は、通常毎営業日に計算され、一口当たりの純資産の数値は小数点以下第4位までとなるよう調整される。

(B) 有価証券の評価

純資産額を計算する目的上、市場の公表価格が容易に入手できる有価証券及びその他の資産は、公正価値で計上される。公正価値は通常、直前に報告された売却価格、または売却価格が報告されない場合には、相場報告システムもしくは主要なマーケット・メーカーまたは価格提供サービスから取得する価格を基に決定される。

国内外の固定利付証券及び非上場デリバティブ取引は、通常、主要なマーケット・メーカーまたは価格提供サービスから得られる価格に基づいて評価される。独立した価格提供サービスから得られる価格は、マーケット・メーカーが提供する情報、または類似した性質を持つ投資もしくは有価証券に関する利回りのデータから取得した市場価額の推計値を利用している。特定の遅延引渡基準で購入した固定利付証券は、決済日に決済されるまで毎日値洗いされる。満期までの残存期間が60日以内の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で評価される。上場オプション、先物取引及び先物オプションは、関連する取引所が決定する清算価格で評価される。

スワップは、可能な限り第三者機関から提供される価格またはマーケット・メーカーによる価格に基づき日々時価評価され、価格に変動があった場合には損益計算書上に未実現損益として計上される。市場価格が容易に入手できないまたは信頼性がないと見なされる場合には、スワップ契約は運用会社の定める指針に従い、別の有価証券あるいは指数を参照して評価することがある。市場価格が容易に入手できず、上記の評価方法を用いて評価できない場合、当該スワップの価値は、運用会社の提供する助言を基に、受託会社が誠実に決定する。計算期間の期首における受取額または支払額は、貸借対照表の該当項目に計上される。これらの前払金は、スワップの解約時または満期日に損益計算書に実現損益として計上される。スワップ解約時の受取清算金または支払清算金は、損益計算書に実現損益として計上される。本ファンドで発生する定期的な受取りまたは支払いは、損益計算書の実現損益に含まれる。スワップ契約には、貸借対照表上で認識できる以上の信用リスク、市場リスクまたドキュメンテーション・リスクといったリスクが場合に依りて存在する。これらには、スワップ市場に流動性がないリスク、契約の取引相手方が債務を履行しないあるいは契約条件の解釈が相違するリスク、金利が不利に変動するリスクが含まれる。

市場の公表価格が容易に入手できない有価証券及びその他の資産は、運用会社の提供する助言を基に受託会社が誠実に決定した公正価値で評価する。

最新の市場データまたは信頼性の高い市場データ（売買情報、ビットアスク情報、ブローカー価格など）がない状況では、市場の公表価格は容易に入手できないとみなされる。こうした状況には、関連市場の終了後に本ファンドの有価証券やその他の資産の価値に重大な影響を及ぼすような事象が発生する場合も含まれる。さらに、非常の事態により証券取引所もしくは有価証券取引市場が終日開かれず、他の市場価格も入手できないような場合も、市場の公表価格は容易に入手できないとみなされる。

アドミニストレーターは、本ファンドの有価証券やその他の資産の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある重要事象の監視、及びそうした重要事象が有価証券やその他の資産の価値に影響し、資産の再評価が必要かどうかの判断の責任を負う。

本ファンドが公正価値を用いて純資産額を決定する際、有価証券がその主要な取引市場の公表価格で評価されるのではなく、運用会社の提供する助言、あるいはその指示により行動する者が公正価値を正確に反映していると考えられる方法により算出される価額に基づき受託会社により評価される場合がある。公正価値の評価には、有価証券の価値に関する主観的な判断を要することがある。

本ファンドの方針は、算出した本ファンドの純資産額が価格決定時点の有価証券の価値を適正に反映することを目指している。しかし、受託会社と運用会社またはその指示により行動する者が決定した公正価値が、価格決定時点で当該有価証券を売却した場合に本ファンドが得る価格を正確に反映することは保証できない（例えば、強制処分または清算処分の場合など）。本ファンドが用いる価格は有価証券を売却した場合に実現されるであろう価値とは異なる場合があり、そうした相違は財務諸表に重大な影響を及ぼし得る。

< 公正価値測定 >

米国GAAPに基づく公正価値測定及び開示事項に関する当局の指針に従い、本ファンドは、公正価値の測定に用いられる評価技法に関するインプットに優先順位を付けており、それに基づき、その投資の公正価値を開示している。分類において、優先順位が最も高いのは、活発な市場で同一資産または負債に対する未調整の公表価格に基づく評価（レベル1）で、優先順位が最も低いのは、その評価にとって重大な、観察不可能なインプットに基づく評価（レベル3）である。当該指針は、公正価値の分類に次の3レベルを設定している。

- ・レベル1： 公正価値の測定は、同一の資産・負債における活発な市場での(調整なしの)公表価格によるものである。
- ・レベル2： 公正価値の測定は、資産・負債において直接的（例えば、価格）にも、間接的（例えば、価格から派生したもの）にも観察可能な、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットによるものである。
- ・レベル3： 公正価値の測定は、観察可能な市場データに基づかない（観察不可能なインプット）資産・負債のインプットを用いた評価技法によるものである。

インプットは、様々な評価技法を適用する際に用いられ、また、リスクに対する仮定を含む、市場参加者が評価を決定するにあたって用いる様々な仮定を幅広く参照している。インプットには、価格情報、特定および広範な信用データ、流動性に関する統計値、及びその他の要素などが含まれる場合がある。

公正価値の分類内での金融商品のレベルは、公正価値測定にとって極めて重要なインプットの最も低いレベルに基づいている。しかし、何をもち「観察可能」と判定するのには、運用会社による重要な判断が必要となる。運用会社は、容易に入手でき、定期的に配布または更新され、信頼性が高く検証可能で、独占的なものではなく、関連する市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供されている市場データを観察可能なデータとみなしている。ある金融商品に関する分類は、その価格決定の透明性に基づくもので、当該商品に対する運用会社の認識したリスクとは必ずしも一致しない。

<投資>

公正価値が活発な市場の公表価格に基づいているためレベル1に分類される有価証券には、上場株式及び金融市場証券が含まれている。本ファンドがそのような商品を大量に保有し、売却すると取引価格に影響を与え得ると合理的に判断できる状況においても、当該商品の公表価格は調整しない。

活発でない市場で取引されているものの、市場の公表価格、ディーラーの呼び値、または観察可能なインプットに基づくその他の価格情報源に基づいて評価されている投資はレベル2に分類される。これらには、政府債、地方債、社債、転換社債型新株予約権付社債及び優先証券が含まれる。レベル2の有価証券は、活発な市場で取引されていない、または譲渡制限の対象となっているポジションを含むため、その評価は一般的に入手可能な市場情報に基づいた非流動性または非譲渡性を反映するように調整される。

<デリバティブ取引>

本ファンドは、ヘッジ目的で、デリバティブ取引を利用する場合がある。ヘッジ取引は、本ファンドが、デリバティブ取引を用いて、他の保有有価証券に関連するリスクを相殺する一つの戦略である。ヘッジ取引は損失を減少させることができるが、一方で市場が本ファンドによって予想された方向と異なる方向に動く、あるいはデリバティブ取引のコストがヘッジ取引による利益を上回ると収益を減少させ、または損失を生じさせる場合がある。

また、ヘッジ取引は、デリバティブ取引の価値の変動が、予想したほどにヘッジ対象有価証券の価値の変動に連動しないリスクがある。その場合、ヘッジされている保有有価証券の損失は減少せず、増加するかもしれない。

本ファンドのヘッジ戦略がリスクを減らす、もしくはヘッジ取引が利用可能である、あるいは、コストに見合う効果が得られるという保証はない。本ファンドにはヘッジ取引を用いる義務はなく、ヘッジ取引を用いない選択もできる。本ファンドがデリバティブ取引に投資すると、投資元本金額を超える損失を被る場合がある。また、適切なデリバティブ取引があらゆる環境で利用できるとは限らず、本ファンドが他のリスクへのエクスポージャーを減らすために効果があると思われる場合でも、その取引を利用できるという保証はない。

デリバティブ取引は、証券取引所、または店頭取引で当事者間の交渉により取引されることがある。先物取引や上場オプション取引などの取引所上場デリバティブ取引は、活発に取引されているとみなされるか否かに応じて、通常では公正価値のレベル1またはレベル2に分類される。

外国為替予約取引及びスワップを含む店頭デリバティブ取引については、取引相手先、ディーラーまたはブローカーから受領する価格等、観察可能なインプットを入手でき、それらが信頼できるとみなされた場合には、それらを用いて評価する。モデルが使われている場合は、店頭デリバティブ取引の価値は、商品の契約条件や特定の固有リスク、さらには観察可能なインプットの入手可能性や信頼性に依存する。そのようなインプットとしては、参照する有価証券の市場価格、イールドカーブ、クレジットカーブ、ボラティリティ指標、期限前償還率及びそれぞれのインプットの相関関係などが挙げられる。

一般的な外国為替予約取引及びスワップのような一部の店頭デリバティブ取引は、インプットが通常は市場データで確認できるため、レベル2に分類される。

インプットが観察不可能な店頭デリバティブ取引は、レベル3に分類される。こうした店頭デリバティブ取引の評価は、レベル1またはレベル2のインプットを一部で利用していても、公正価値の決定に重要とみなされる観察不可能なその他のインプットも含んでいるからである。

次の表は、2016年11月30日現在の貸借対照表に計上された金融商品を、項目別及び公正価値をレベル別に表示したものである。*

資産	(未調整)	重要なその他	重要な観察	2016年11月30日 時点での公正価値
	活発な市場における同一の 投資に係る公表価格を反映 したインプット(Level 1)	の観察可能な インプット (Level 2)	不可能な インプット (Level 3)	
転換社債				(USD)
Australia		- 3,897,905	-	3,897,905
Austria		- 4,451,965	-	4,451,965
Hong Kong		- 13,487,740	-	13,487,740
India		- -	4,048,750 ¹	4,048,750
Japan		- 4,612,500	-	4,612,500
Malaysia		- 4,817,500	-	4,817,500

Netherlands	-	6,795,867	-	6,795,867
Singapore	-	8,821,785	-	8,821,785
Thailand	-	4,926,250	-	4,926,250
United Arab Emirates	-	13,636,054	-	13,636,054
United Kingdom	-	13,242,220	-	13,242,220
United States	-	27,877,761	-	27,877,761
社債券				
Luxembourg	-	499,625	-	499,625
優先株式				
Israel	4,512,600	-	-	4,512,600
短期投資				
Time Deposits	13,619,010	-	-	13,619,010
<hr/>				
有価証券 計	18,131,610	107,067,172	4,048,750	129,247,532
<hr/>				

金融デリバティブ取引****資産**

外国為替予約取引	-	2,751,375	-	2,751,375
----------	---	-----------	---	-----------

負債

外国為替予約取引	-	(3,925,778)	-	(3,925,778)
----------	---	-------------	---	-------------

*分類についての詳細情報は、有価証券明細表を参照。

**外国為替予約取引のような金融デリバティブ商品は、未実現損益で評価している。

2016年11月30日に終了した期間において、ゼロ評価された証券はレベル2からレベル3に移動した。レベル3の分類に異動があった。

以下の表は、2016年11月30日に終了した年度におけるレベル3に分類された投資の移動を表している。

有 価 証 券	2015年11月30日					2016年11月	
	現在の 残高(USD)	実現(損)益 (USD)	未実現損(益) の変動(USD)	購入(USD)	売却(USD)	レベル3 ¹ への異動 (USD)	30日現在の 残高(USD)
転換							
社債	3,587,500	-	461,250	-	-	-	4,048,750 ²
有価 証 券							
計	3,587,500	-	461,250	-	-	-	4,048,750

レベル3証券は、ブローカーの引き合いに基づいて評価された社債券である。

¹ 当年度にレベル3に分類されたゼロ評価証券を含む。² 公正価値ゼロの有価証券を含む。

(C) 有価証券の取引及び収益

有価証券取引は、財務報告の目的上、約定日基準で計上される。有価証券の売却に係る実現損益は、個別原価法で計上されている。分配金は配当落ち日に計上される。受取利息は、割引による増価及びプレミアムの償却を調整し、発生主義で計上される。収益は外国税控除後の純額で計上される。回収が見込めない証券のクーポン収入は計上されない。有価証券のプレミアム及びディスカウントは、実効利回りベースで償却/増価される。

(D) 分配方針

本ファンドは、受益者決議または受託会社の裁量によって、分配金（現金または現物による）の支払いを公表し実行する。本ファンドは、受益者に対して毎月分配することを目指す。

本ファンドは、当該月の分配日直前の営業日、または受託会社が単独の裁量で決定するその他の日（「基準日」）に当該分配を公表し、通常毎月14日（休業日の場合には翌営業日）または受託会社が単独の裁量で決定するその他の日（「分配日」）に分配を行うことを目指す。

各クラスの受益証券保有者は月ごとの分配金を再投資し、各分配日に発行された受益証券を受取るものとする。

2016年11月30日に終了した期間に係る分配及び再投資額は以下の通りであった。

受益者への分配金	金額	
Class A-AUD Class	USD	2,322,503
Class B-BRL Class		6,274,847
Class C-INR Class		2,957,921
Class D-JPY Class		11,244,251
分配金合計	USD	22,799,522

(E) 現金及び外国通貨

本ファンドの機能通貨及び報告通貨はアメリカドルである。外国の有価証券、通貨並びにその他の資産及び負債の公正価値は、毎営業日の為替レートに基づいて本ファンドの機能通貨に換算される。

為替レートの変動の結果としての保有通貨並びにその他の資産及び負債の公正価値の変動は、外国通貨の未実現損益として計上される。有価証券の実現損益、未実現損益、並びに収益及び費用は、各取引日及び報告日のレートでそれぞれ換算される。

有価証券及びデリバティブ取引への投資に関する外国通貨の為替レートの変動による影響は、損益計算書上で当該有価証券の市場価格及び評価の変動の影響と区分せず、実現及び未実現損益に含めて計上している。

(F) 定期預金

本ファンドは余剰資金を、受託会社の判断により、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン社（以下、カストディアン）を通じて、一つ以上の適格預金取扱機関の翌日物定期預金として運用する。これは本ファンドの有価証券明細表上では短期投資として分類されている。運用する通貨の需要が低い場合には、本ファンドは資金預入のために手数料を支払う可能性があり、それによって本ファンドに支払利息が生じることがある。

(G) 外国為替予約取引

本ファンドは、予定される有価証券の購入または売却の決済に伴い、本ファンドが保有する有価証券の一部または全部に係る通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、外国為替予約取引を締結することができる。外国為替予約取引は、二当事者間で将来の特定日に、設定された価格で通貨の売買を行う契約である。外国為替予約取引の公正価値は、外国為替相場の変動により上下する。外国為替予約取引は毎日値洗いされ、価格の変動は未実現損益として計上される。

実現損益は取引開始時における価値と取引終了時における価値との差額に相当し、通貨の引き渡しまたは受領により計上される。これらの契約には、貸借対照表に計上された未実現損益を超える市場リスクが含まれることがある。また、本ファンドは、取引相手先が契約の条件を履行できなくなる場合や、為替の変動がベース通貨に不利となる場合にリスクにさらされる可能性がある。

本ファンドはまた、投資家向けに為替リスクをヘッジする目的で、外国為替予約取引を締結できる権限を付与されている。特定クラスの外国為替予約取引から生じた損益は、その特定クラスに配賦される。2016年11月30日現在締結されている外国為替予約取引は、有価証券明細表に記載されている。

(H) 先物取引

本ファンドは、先物取引を締結することができる。本ファンドは、先物取引を、証券市場または金利及び通貨価値の変動に対するエクスポージャーを管理するために利用する。また、本ファンドはヘッジ目的ではなく、外貨への直接投資として、先物またはそのオプションを売買する場合がある。

先物取引の利用に伴う主たるリスクには、本ファンドが保有する有価証券の市場価額の変動と先物取引の価格の変動との間の不完全な相関性、市場が非流動的である可能性及び取引相手先が契約条件を履行できない可能性が挙げられる。先物取引は、市場で示された日々の清算価格で評価される。

本ファンドは、先物取引の締結に際して、先物ブローカーまたは取引所の定める当初証拠金額要件に従い、現金または米国債/米国政府機関債を先物ブローカーに預け入れることが義務づけられている。先物取引は毎日値洗いされ、価格の変動により適宜未払金あるいは未収金（「変動証拠金」）が本ファンドに計上される。損益は認識されるが、当該契約が期限を迎えるか決済されるまで実現損益とはみなされない。先物取引には、貸借対照表に開示された変動証拠金を超える損失リスクが様々な度合いで含まれている。2016年11月30日時点で本ファンドは、いかなる先物取引も行っていない。

(I) レポ取引契約

本ファンドはレポ取引契約を締結することができる。一般的なレポ取引契約の条件の下では、売り主が定められた価格で定められた時期に買戻し、本ファンドが売渡すという義務を負うことを条件に、本ファンドは対象となる債務証券(担保)を保有する。レポ取引契約に係る原証券はすべて、本ファンドのカストディアンまたは三者間レポ取引契約で指定されたサブ・カストディアンにより保管される。担保の市場価格は、利息を含むレポ債務の総額と同等以上でなければならない。レポ取引契約に基づいて購入された有価証券は、貸借対照表の資産額に反映される。得られた利息は、損益計算書上の受取利息の

一部として計上される。担保の需要が高まった場合には、本ファンドは担保を保有するために手数料を支払う可能性があり、それによって本ファンドに支払利息が生じることがある。2016年11月30日現在、本ファンドはレポ取引契約を一切締結していない。

(J) リバース・レポ取引契約

本ファンドはリバース・レポ取引契約を締結することができる。リバース・レポ取引契約では、本ファンドは契約の取引相手方である金融機関に現金と引換に有価証券を引き渡し、同時に定められた価格で定められた時期に同一または実質的に同一の有価証券を買戻す契約を締結する。本ファンドは、取引相手方に引き渡した有価証券について、元本と契約期間中に発生した利息（もしあれば）を受領する権利を有する。引き渡される有価証券と引換に受取る現金および本ファンドから取引相手方に支払われる予定の経過利息は、貸借対照表の負債に計上される。本ファンドから取引相手方に支払われる利息は損益計算書に支払利息の一部として計上される。当該有価証券への需要が高まった場合には、本ファンドは取引相手方より当該有価証券を使用するための手数料を受取る可能性があり、それによって本ファンドに受取利息が生じることがある。2016年11月30日現在、本ファンドはリバース・レポ取引契約を一切締結していない。

(K) オプション契約

本ファンドは、本ファンドが保有する、あるいは投資する可能性のある有価証券および金融派生商品に係るコール・オプションおよびプット・オプションを売建てることことができる。プット・オプションの売建は原資産に対する本ファンドのエクスポージャーを増加させる傾向がある。コール・オプションの売建は原資産に対する本ファンドのエクスポージャーを減少させる傾向がある。本ファンドがコール・オプションまたはプット・オプションを売建てる際、受取りプレミアムに相当する金額が負債として計上され、売建オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの負債は、貸借対照表に売建オプションとして計上される。オプションの売建により受取ったプレミアムは、満期日に実現益として扱われる。オプションの売建により受取ったプレミアムは、行使または清算時に受取金に追加されるか、原資産である先物、スワップ、有価証券または通貨取引に係る支払額と相殺され、実現損益が決定される。売建オプションの中にはプレミアムが将来の一定期日に決まるものもある。オプションの売手としての本ファンドは、原資産の売却（コール）あるいは購入（プット）についていかなる支配力も有していないため、売建オプションの原資産の価格が不利に変動することによる市場リスクを負う。場合によっては、市場の流動性が低い場合、権利行使がなされず、ファンドが反対売買を行うことができないというリスクも存在する。

本ファンドは、プット・オプションまたはコール・オプションを買建てることことができる。コール・オプションの買建は原資産に対する本ファンドのエクスポージャーを増加させる傾向がある。プット・オプションの買建は原資産に対する本ファンドのエクスポージャーを減少させる傾向がある。本ファンドが支払うプレミアムは、貸借対照表に投資として計上され、オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。オプションの買建により支払うプレミアムは、満期日に実現損として扱われる。買建オプションの中にはプレミアムが将来の一定期日に決まるものもある。オプション・プレミアムは定められた期間のインプライド・ボラティリティによって計算される。プット・オプションおよびコール・オプションの買建に伴うリスクは、プレミアムの支払額に限定される。オプションの買建により支払うプレミアムは、行使または清算時に支払金に追加されるか、原資産の取引から得た収入と相殺され、原資産の売却時に実現損益が決定される。2016年11月30日現在、本ファンドはオプション契約を一切締結していない。

(L) デリバティブ取引

ASC 815-10-50は、デリバティブ取引及びヘッジ取引の開示を義務づけている。具体的には、a)デリバティブ取引をどのように、また何故利用しているか、b)デリバティブ取引と関連するヘッジ取引をどのように計上しているか、c)デリバティブ

ブ取引と関連するヘッジ取引が財政状態、業績及びキャッシュフローにどのような影響を及ぼすか、を開示することが要求されている。

本ファンドは、いかなるデリバティブ取引もASC 第 815号に基づくヘッジ取引として指定していない。

本ファンドは、外国為替予約取引及びオプションを主にトレーディング目的で行っており、主として外国為替リスクを負っている。これらデリバティブ取引の公正価値は、貸借対照表に記載されるとともに、公正価値の変動は損益計算書の外国為替予約取引に関する実現損益または未実現損益の変動額として計上される。

以下は、リスク・エクスポージャーで分類したファンドのデリバティブ取引の公正価値の要約である。

2016年11月30日時点の貸借対照表におけるデリバティブ取引の影響
ASC第815号に基づくヘッジ取引として指定されていないデリバティブ取引

該当項目		外国為替 リスク*
デリバティブ資産		
外国為替予約取引に係る評価益	USD	2,751,375
デリバティブ負債		
外国為替予約取引に係る評価損	USD	(3,925,778)

*グロス評価額は外国為替予約取引に係る評価（損）益として貸借対照表に記載されている。

2016年11月30日に終了した期間の損益計算書におけるデリバティブ取引の影響
ASC第815号に基づくヘッジ取引として指定されていないデリバティブ取引

該当項目		外国為替取引 リスク
運用の結果として認識された デリバティブに係る実現（損）益		
外国為替予約取引に係る実現益	USD	19,125,415
運用の結果として認識されたデリバティブに 係る未実現（損）益の変動		
外国為替予約取引に係る未実現（損）益の変動	USD	(2,506,864)

2016年11月30日に終了した年度における、外国為替予約取引の未決済の月次平均想定元本はおよそ次の通り：

ファンドレベル*	USD	49,305,509
Class A-AUD Class	USD	15,805,659
Class B-BRL Class	USD	15,526,675
Class C-INR Class	USD	15,314,024
Class D-JPY Class	USD	113,168,622

*全クラスに対して所有している外国為替予約取引

本ファンドは、特定の取引相手方と、随時締結される店頭デリバティブ取引および外国為替取引を規定する国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）マスター・ネットリング契約（以下「マスター・ネットリング契約」という。）の当事

者である。当該マスター・ネットリング契約には、当事者の一般的義務、表明、合意、担保要求、債務不履行事由および期限前終了に関する条項等が含まれる場合がある。

担保要求はファンドの各取引先とのネット・ポジションに基づいて決定される。担保は、現金またはファンドと当該取引相手方が同意するその他の有価証券である。特定の取引相手方に関して、マスター・ネットリング契約の条項に従ってファンドに提供された担保がある場合は、ファンドの保管会社によって分別保有され、売却または再担保が可能な額に関してはファンドの有価証券明細表に表示される。ファンドが提供した担保がある場合は、ファンドの保管会社により分別保管され、ファンドの有価証券明細表において識別される。現金の担保がある場合は、当該金額は貸借対照表で開示される。

ファンド側の取引終了事由は、一定期間に亘りファンドの純資産が規定の基準以下に減少する場合に発生しうる。取引相手方側の取引終了事由は、取引相手方の信用格付が規定のレベルを下回る場合に発生しうる。いずれの場合も、発生時に、他方当事者は期限前終了を選択し、同当事者による合理的な決定に基づいて、全ての未決済デリバティブ契約および外国為替取引のすべての決済（期限前終了によって生じた損失および費用の支払いを含む）することができる。単一または複数のファンドの取引相手方による期限前終了の決定が、ファンドの将来のデリバティブ取引に影響を与える可能性がある。

(M) カストディアン宛未払い金

貸借対照表に計上されているカストディアン宛未払い金は、外国通貨あるいは現金の債務を含んでいる。

【グローバルC B オープン・円コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成29年5月19日現在	当期 平成29年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	272,887,308	234,093,446
投資信託受益証券	8,553,628,345	6,200,407,101
親投資信託受益証券	842,325	842,408
未収入金	45,589,834	18,942,521
流動資産合計	8,872,947,812	6,454,285,476
資産合計	8,872,947,812	6,454,285,476
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	51,927,272	40,851,361
未払解約金	68,814,244	63,832,542
未払受託者報酬	199,274	155,793
未払委託者報酬	7,572,961	5,920,346
その他未払費用	481,853	390,376
流動負債合計	128,995,604	111,150,418
負債合計	128,995,604	111,150,418
純資産の部		
元本等		
元本	10,385,454,503	8,170,272,333
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,641,502,295	1,827,137,275
（分配準備積立金）	974,306,745	848,370,326
元本等合計	8,743,952,208	6,343,135,058
純資産合計	8,743,952,208	6,343,135,058
負債純資産合計	8,872,947,812	6,454,285,476

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 平成28年11月22日 平成29年 5月19日	当期 平成29年 5月20日 平成29年11月20日
営業収益		
受取配当金	493,879,794	408,658,390
受取利息	1,775	940
有価証券売買等損益	177,629,320	694,507,653
営業収益合計	316,252,249	285,848,323
営業費用		
支払利息	82,339	71,012
受託者報酬	1,269,322	1,027,510
委託者報酬	48,235,981	39,047,418
その他費用	482,183	390,376
営業費用合計	50,069,825	40,536,316
営業利益又は営業損失（ ）	266,182,424	326,384,639
経常利益又は経常損失（ ）	266,182,424	326,384,639
当期純利益又は当期純損失（ ）	266,182,424	326,384,639
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,045,984	7,417,434
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,813,366,918	1,641,502,295
剰余金増加額又は欠損金減少額	249,241,257	415,462,114
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	249,241,257	415,462,114
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,181,086	10,863,373
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,181,086	10,863,373
分配金	333,331,988	271,266,516
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,641,502,295	1,827,137,275

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期	
	自 平成29年 5月20日	至 平成29年11月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、当計算期末が休日のため、平成29年 5月20日から平成29年11月20日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	平成29年 5月19日現在	平成29年11月20日現在
1. 元本状況		
期首元本額	12,002,206,983円	10,385,454,503円
期中追加設定元本額	61,782,498円	59,239,242円
期中一部解約元本額	1,678,534,978円	2,274,421,412円
2. 受益権の総数	10,385,454,503口	8,170,272,333口
3. 元本の欠損	1,641,502,295円	1,827,137,275円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期		当期																																	
自 平成28年11月22日 至 平成29年 5月19日		自 平成29年 5月20日 至 平成29年11月20日																																	
分配金の計算過程 第60期計算期間末（平成28年12月19日）に、投資信託約款に基づき計算した2,172,197,739円（1万口当たり1,842.35円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い158,951,675円（1万口当たり50円）を分配しております。		分配金の計算過程 第66期計算期間末（平成29年 6月19日）に、投資信託約款に基づき計算した1,966,591,271円（1万口当たり1,946.56円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い150,514,409円（1万口当たり50円）を分配しております。																																	
<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>78,891,177円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>1,105,319,411円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>987,987,151円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>2,172,197,739円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>（1,842.35円）</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>58,951,675円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>（50円）</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	78,891,177円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	1,105,319,411円	分配準備積立金	987,987,151円	分配可能額	2,172,197,739円	（1万口当たり分配可能額）	（1,842.35円）	収益分配金	58,951,675円	（1万口当たり収益分配金）	（50円）	<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>67,599,284円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>952,226,563円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>946,765,424円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>1,966,591,271円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>（1,946.56円）</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>50,514,409円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>（50円）</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	67,599,284円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	952,226,563円	分配準備積立金	946,765,424円	分配可能額	1,966,591,271円	（1万口当たり分配可能額）	（1,946.56円）	収益分配金	50,514,409円	（1万口当たり収益分配金）	（50円）	第61期計算期間末（平成29年 1月19日）に、投資信託約款に基づき計算した2,153,571,627円（1万口当たり1,861.71円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い157,838,672円（1万口当たり50円）を分配しております。	第67期計算期間末（平成29年 7月19日）に、投資信託約款に基づき計算した1,855,625,376円（1万口当たり1,963.77円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い147,246,477円（1万口当たり50円）を分配しております。
配当等収益（費用控除後）	78,891,177円																																		
有価証券売買等損益	0円																																		
収益調整金	1,105,319,411円																																		
分配準備積立金	987,987,151円																																		
分配可能額	2,172,197,739円																																		
（1万口当たり分配可能額）	（1,842.35円）																																		
収益分配金	58,951,675円																																		
（1万口当たり収益分配金）	（50円）																																		
配当等収益（費用控除後）	67,599,284円																																		
有価証券売買等損益	0円																																		
収益調整金	952,226,563円																																		
分配準備積立金	946,765,424円																																		
分配可能額	1,966,591,271円																																		
（1万口当たり分配可能額）	（1,946.56円）																																		
収益分配金	50,514,409円																																		
（1万口当たり収益分配金）	（50円）																																		
<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>80,223,122円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>1,085,349,250円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>987,999,255円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>2,153,571,627円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>（1,861.71円）</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	80,223,122円	有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	1,085,349,250円	分配準備積立金	987,999,255円	分配可能額	2,153,571,627円	（1万口当たり分配可能額）	（1,861.71円）	<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>63,506,411円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>891,490,874円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>900,628,091円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>1,855,625,376円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>（1,963.77円）</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	63,506,411円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	891,490,874円	分配準備積立金	900,628,091円	分配可能額	1,855,625,376円	（1万口当たり分配可能額）	（1,963.77円）										
配当等収益（費用控除後）	80,223,122円																																		
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																		
収益調整金	1,085,349,250円																																		
分配準備積立金	987,999,255円																																		
分配可能額	2,153,571,627円																																		
（1万口当たり分配可能額）	（1,861.71円）																																		
配当等収益（費用控除後）	63,506,411円																																		
有価証券売買等損益	0円																																		
収益調整金	891,490,874円																																		
分配準備積立金	900,628,091円																																		
分配可能額	1,855,625,376円																																		
（1万口当たり分配可能額）	（1,963.77円）																																		

収益分配金	57,838,672円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第62期計算期間末（平成29年2月20日）に、投資信託約款に基づき計算した2,109,258,011円（1万口当たり1,879.02円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い56,126,552円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	75,561,554円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	1,054,043,349円
分配準備積立金	979,653,108円
分配可能額	2,109,258,011円
（1万口当たり分配可能額）	（1,879.02円）
収益分配金	56,126,552円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第63期計算期間末（平成29年3月21日）に、投資信託約款に基づき計算した2,081,879,158円（1万口当たり1,895.93円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い54,903,947円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	73,470,787円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,032,130,943円
分配準備積立金	976,277,428円
分配可能額	2,081,879,158円
（1万口当たり分配可能額）	（1,895.93円）
収益分配金	54,903,947円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第64期計算期間末（平成29年4月19日）に、投資信託約款に基づき計算した2,049,468,432円（1万口当たり1,912.39円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い53,583,870円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	71,229,128円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,008,141,826円
分配準備積立金	970,097,478円
分配可能額	2,049,468,432円
（1万口当たり分配可能額）	（1,912.39円）
収益分配金	53,583,870円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第65期計算期間末（平成29年5月19日）に、投資信託約款に基づき計算した2,004,032,222円（1万口当たり1,929.65円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い51,927,272円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	69,851,923円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	977,798,205円
分配準備積立金	956,382,094円
分配可能額	2,004,032,222円
（1万口当たり分配可能額）	（1,929.65円）
収益分配金	51,927,272円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

収益分配金	47,246,477円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第68期計算期間末（平成29年8月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,814,093,609円（1万口当たり1,980.85円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い45,790,830円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	61,429,563円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	864,869,135円
分配準備積立金	887,794,911円
分配可能額	1,814,093,609円
（1万口当たり分配可能額）	（1,980.85円）
収益分配金	45,790,830円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第69期計算期間末（平成29年9月19日）に、投資信託約款に基づき計算した1,764,737,414円（1万口当たり1,999.13円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い44,137,624円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	60,276,753円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	834,758,137円
分配準備積立金	869,702,524円
分配可能額	1,764,737,414円
（1万口当たり分配可能額）	（1,999.13円）
収益分配金	44,137,624円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第70期計算期間末（平成29年10月19日）に、投資信託約款に基づき計算した1,723,904,342円（1万口当たり2,017.40円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い42,725,815円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	58,340,741円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	808,934,692円
分配準備積立金	856,628,909円
分配可能額	1,723,904,342円
（1万口当たり分配可能額）	（2,017.40円）
収益分配金	42,725,815円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第71期計算期間末（平成29年11月20日）に、投資信託約款に基づき計算した1,663,515,211円（1万口当たり2,036.06円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い40,851,361円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	56,092,872円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	774,293,524円
分配準備積立金	833,128,815円
分配可能額	1,663,515,211円
（1万口当たり分配可能額）	（2,036.06円）
収益分配金	40,851,361円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	当期
	自 平成29年5月20日 至 平成29年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、リスク管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期
	平成29年11月20日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期（平成29年5月19日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	83
投資信託受益証券	98,773,784
合計	98,773,701

当期（平成29年11月20日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	83
投資信託受益証券	102,326,399
合計	102,326,316

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期（平成29年5月19日現在）

該当事項はありません。

当期（平成29年11月20日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当期（自平成29年5月20日 至平成29年11月20日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成29年5月19日現在	当期 平成29年11月20日現在
1口当たり純資産額 0.8419円 「1口 = 1円（10,000口 = 8,419円）」	1口当たり純資産額 0.7764円 「1口 = 1円（10,000口 = 7,764円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Global Convertible Bond Fund JPY Class	8,816,162,521	6,200,407,101	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	827,757	842,408	
合計		2銘柄	8,816,990,278	6,201,249,509	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

当ファンドは、「Global Convertible Bond Fund JPY Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

これらのファンドの状況は、前記「グローバルC Bオープン・高金利通貨コース」に記載のとおりであります。

【グローバルC Bオープン(マネープールファンド)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第11期 平成29年5月19日現在	第12期 平成29年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	12,049,110	12,505,039
流動資産合計	12,049,110	12,505,039
資産合計	12,049,110	12,505,039
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	358	432
流動負債合計	358	432
負債合計	358	432
純資産の部		
元本等		
元本	12,047,417	12,502,450
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,335	2,157
(分配準備積立金)	122,267	87,188
元本等合計	12,048,752	12,504,607
純資産合計	12,048,752	12,504,607
負債純資産合計	12,049,110	12,505,039

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	第11期 平成28年11月22日 平成29年5月19日	自 至	第12期 平成29年5月20日 平成29年11月20日
営業収益				
有価証券売買等損益		6,645		2,408
営業収益合計		6,645		2,408
営業費用				
その他費用		358		432
営業費用合計		358		432
営業利益又は営業損失（ ）		7,003		1,976
経常利益又は経常損失（ ）		7,003		1,976
当期純利益又は当期純損失（ ）		7,003		1,976
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		824		1,790
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		7,822		1,335
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,987		4,011
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,987		4,011
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,295		3,375
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,295		3,375
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,335		2,157

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第12期	
	自 平成29年5月20日	至 平成29年11月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、当計算期末が休日のため、平成29年5月20日から平成29年11月20日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第11期	第12期
	平成29年5月19日現在	平成29年11月20日現在
1. 元本状況		
期首元本額	12,417,691円	12,047,417円
期中追加設定元本額	3,311,739円	26,291,744円
期中一部解約元本額	3,682,013円	25,836,711円
2. 受益権の総数	12,047,417口	12,502,450口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期	第12期
自 平成28年11月22日	自 平成29年5月20日
至 平成29年5月19日	至 平成29年11月20日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第12期	
	自 平成29年5月20日	至 平成29年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、リスク管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	

金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期	
	平成29年11月20日現在	
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
------------	--

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第11期（平成29年5月19日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	5,932
合計	5,932

第12期（平成29年11月20日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	409
合計	409

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第11期（平成29年5月19日現在）

該当事項はありません。

第12期（平成29年11月20日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第12期（自 平成29年5月20日 至 平成29年11月20日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第11期 平成29年5月19日現在	第12期 平成29年11月20日現在
1口当たり純資産額 1.0001円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,001円）」	1口当たり純資産額 1.0002円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,002円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	12,287,550	12,505,039	
	合計	1銘柄	12,287,550	12,505,039	

< 参考 >

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「グローバルC Bオープン・高金利通貨コース」に記載のとおりであります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成29年12月末現在)

グローバルC B オープン・高金利通貨コース

資産総額	3,075,148,718 円
負債総額	24,175,470 円
純資産総額(-)	3,050,973,248 円
発行済数量	3,839,526,987 口
1単位当り純資産額(/)	0.7946 円

グローバルC B オープン・円コース

資産総額	5,880,552,126 円
負債総額	24,125,159 円
純資産総額(-)	5,856,426,967 円
発行済数量	7,678,683,422 口
1単位当り純資産額(/)	0.7627 円

グローバルC B オープン(マネーボールファンド)

資産総額	25,463,634 円
負債総額	86 円
純資産総額(-)	25,463,548 円
発行済数量	25,463,932 口
1単位当り純資産額(/)	1.0000 円

(参考) キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産総額	3,582,507,985 円
負債総額	2,832,340 円
純資産総額(-)	3,579,675,645 円
発行済数量	3,518,107,061 口
1単位当り純資産額(/)	1.0175 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換手続など

該当事項はありません。

2 受益者名簿

作成しません。

3 受益者に対する特典

ありません。

4 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等におい

て、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(注) 委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとしします。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

資本金の額：20億円（平成29年12月末現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

会社は、10名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

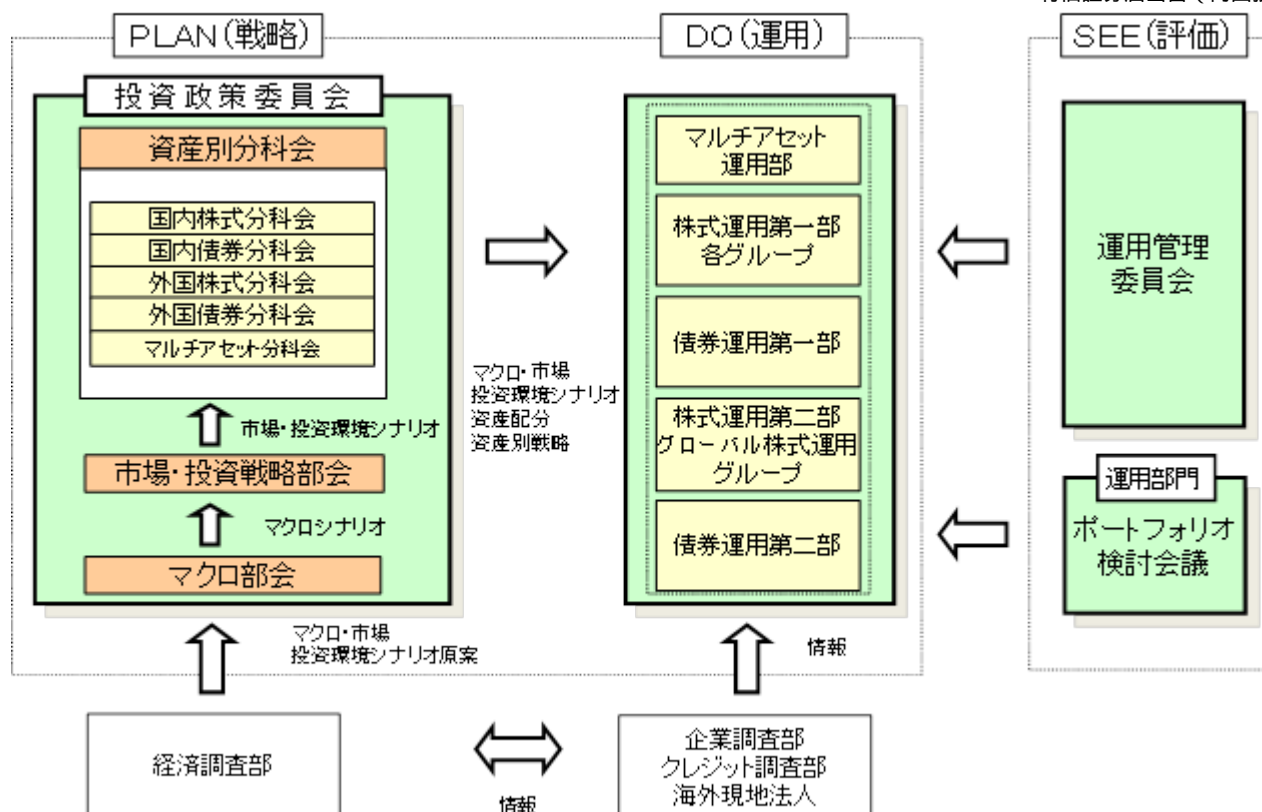
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。ただし、取締役副社長を置かない場合、専務取締役から代表取締役1名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の3分の2以上が出席し、その8分の5以上をもって行います。

< 投信運用の意思決定プロセス >



2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ピー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成29年12月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、410本であり、その純資産総額は、約3,464,731百万円です（なお、親投資信託134本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	31	83,078百万円
追加型株式投資信託	295	3,036,733百万円
単位型公社債投資信託	84	344,919百万円
合計	410	3,464,731百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表及び、第46期中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第44期 (平成28年3月31日)	第45期 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	22,725,768	21,770,643
前払費用	195,917	206,930
未収入金	-	7,453
未収委託者報酬	3,678,543	3,291,565
未収運用受託報酬	957,351	912,489
未収収益	12,713	50,722
繰延税金資産	644,694	447,651
その他	824	428
流動資産計	28,215,813	26,687,885
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 110,648	110,298
器具備品	1 80,498	66,464
土地	710	710
リース資産	1 10,102	10,562
有形固定資産計	201,959	188,035
無形固定資産		

ソフトウェア	95,535	96,732
電話加入権	12,706	12,706
無形固定資産計	108,242	109,439
投資その他の資産		
投資有価証券	5,480,557	6,783,747
関係会社株式	956,115	956,115
従業員長期貸付金	2,428	1,546
長期差入保証金	511,355	511,637
出資金	82,660	82,660
繰延税金資産	556,611	523,217
その他	1,567	192
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産計	7,570,543	8,838,366
固定資産計	7,880,745	9,135,840
資産合計	36,096,558	35,823,726

(単位：千円)

	第44期 (平成28年3月31日)	第45期 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,565	3,524
未払金	85,383	61,012
未払手数料	1,620,526	1,419,878
未払費用	1,178,517	1,150,008
未払法人税等	1,923,850	459,723
未払消費税等	323,266	26,700
賞与引当金	1,498,000	1,251,100
役員賞与引当金	101,000	82,900
業務委託関連引当金	25,700	-
その他	20,860	46,283
流動負債計	6,780,670	4,501,131
固定負債		
リース債務	7,280	7,841
退職給付引当金	1,546,322	1,482,500
役員退職慰労引当金	100,350	93,560

	第44期 (平成28年3月31日)	第45期 (平成29年3月31日)
固定負債計	1,653,953	1,583,902
負債合計	8,434,623	6,085,034
(単位：千円)		
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	24,034,752	26,100,773
利益剰余金合計	25,478,483	27,544,504
株主資本合計	27,634,752	29,700,773
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	27,182	37,917
評価・換算差額等合計	27,182	37,917
純資産合計	27,661,934	29,738,691
負債純資産合計	36,096,558	35,823,726

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第44期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第45期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	4,608,029	4,371,647
委託者報酬	33,183,045	28,124,470
その他営業収益	45,653	64,558
営業収益計	37,836,728	32,560,677
営業費用		
支払手数料	15,893,270	13,056,474

広告宣伝費	168,848	169,346
公告費	1,028	2,915
調査費		
調査費	1,315,033	1,331,709
委託調査費	3,914,869	3,213,013
委託計算費	193,638	137,135
営業雑経費		
通信費	31,664	39,943
印刷費	523,643	501,370
協会費	23,203	24,788
諸会費	2,545	2,492
その他	63,792	109,609
営業費用計	22,131,536	18,588,799
一般管理費		
給料		
役員報酬	191,952	209,010
給料・手当	2,916,345	2,852,929
賞与	108,042	129,064
退職金	7,113	32,873
福利厚生費	683,822	639,080
交際費	19,339	22,638
旅費交通費	165,319	142,966
租税公課	136,339	174,826
不動産賃借料	635,313	620,232
退職給付費用	226,884	217,625
固定資産減価償却費	55,907	57,699
賞与引当金繰入額	1,498,000	1,251,100
役員退職慰労引当金繰入額	37,270	38,169
役員賞与引当金繰入額	101,100	80,300
諸経費	279,901	564,747
一般管理費計	7,062,654	7,033,264
営業利益	8,642,537	6,938,613
営業外収益		
受取配当金	17,230	4,517
受取利息	4,001	675
投資有価証券売却益	62,103	6,051
業務委託関連引当金戻入	-	4,000
為替差益	106	123

その他	13,069	5,690
営業外収益計	96,510	21,058
営業外費用		
投資有価証券売却損	5,968	21,990
その他	-	113
営業外費用計	5,968	22,103
経常利益	8,733,078	6,937,568
特別損失		
関係会社株式評価損	213,659	-
業務委託関連引当金繰入	25,700	-
固定資産除却損	4,215	-
特別損失計	243,574	-
税引前当期純利益	8,489,504	6,937,568
法人税、住民税及び事業税	3,016,713	1,881,549
法人税等調整額	56,198	225,697
法人税等合計	2,960,515	2,107,247
当期純利益	5,528,988	4,830,321

(3) 【株主資本等変動計算書】

第44期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	20,569,363
当期変動額						
剰余金の配当						2,063,600
当期純利益						5,528,988
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	3,465,388
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	24,034,752

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22,013,094	24,169,363	75,392	75,392	24,244,756
当期変動額					
剰余金の配当	2,063,600	2,063,600			2,063,600
当期純利益	5,528,988	5,528,988			5,528,988

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			48,210	48,210	48,210
当期変動額合計	3,465,388	3,465,388	48,210	48,210	3,417,178
当期末残高	25,478,483	27,634,752	27,182	27,182	27,661,934

第45期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		利益準備金	その他利益剰余金
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	24,034,752
当期変動額						
剰余金の配当						2,764,300
当期純利益						4,830,321
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,066,021
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	25,478,483	27,634,752	27,182	27,182	27,661,934
当期変動額					
剰余金の配当	2,764,300	2,764,300			2,764,300
当期純利益	4,830,321	4,830,321			4,830,321
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			10,735	10,735	10,735
当期変動額合計	2,066,021	2,066,021	10,735	10,735	2,076,757
当期末残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691

注記事項

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。</p>				
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15～30年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建物	15～30年	器具備品	4～15年
建物	15～30年			
器具備品	4～15年			
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。 これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。</p> <p>(6) 業務委託関連引当金 一部業務を外部委託するに当たり、当社が負担する従業員費用等の支出に備えるため合理的に発生すると見込まれる費用を計上しております。</p>				
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>				

会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による財務諸表への影響額はありません。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度より適用しております。

（貸借対照表関係）

第44期 (平成28年3月31日)		第45期 (平成29年3月31日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額		1.有形固定資産の減価償却累計額	
建物	438,341千円	建物	454,117千円
器具備品	272,516千円	器具備品	272,531千円
リース資産	13,775千円	リース資産	10,688千円
2.保証債務		2.保証債務	
被保証者	従業員	被保証者	従業員
被保証債務の内容	住宅ローン	被保証債務の内容	住宅ローン
金額	2,945千円	金額	940千円

（株主資本等変動計算書関係）

第44期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,063,600	536	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通 株式	2,764,300	利益 剰余金	718	平成28年3月31日	平成28年6月24日

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日

平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,764,300	718	平成28年3月31日	平成28年6月24日
----------------------	------	-----------	-----	------------	------------

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通 株式	2,413,950	利益 剰余金	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（注2）を参照ください）。

第44期（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	22,725,768	22,725,768	-
(2) 未収委託者報酬	3,678,543	3,678,543	-
(3) 未収運用受託報酬	957,351	957,351	-
(4) 未収入金	-	-	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	5,429,421	5,429,421	-
資産計	32,791,085	32,791,085	-
(1) 未払手数料	1,620,526	1,620,526	-
(2) 未払費用(*1)	917,268	917,268	-
負債計	2,537,794	2,537,794	-

(*1) 金融商品に該当するものを表示しております。

第45期(平成29年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	21,770,643	21,770,643	-
(2) 未収委託者報酬	3,291,565	3,291,565	-
(3) 未収運用受託報酬	912,489	912,489	-
(4) 未収入金	7,453	7,453	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	6,732,611	6,732,611	-
資産計	32,714,763	32,714,763	-
(1) 未払手数料	1,419,878	1,419,878	-
(2) 未払費用(*1)	891,704	891,704	-
負債計	2,311,583	2,311,583	-

(*1) 金融商品に該当するものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	第44期(平成28年3月31日)	第45期(平成29年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135	51,135
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115	956,115
(3) 長期差入保証金	511,355	511,637

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については2.(5) 投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第44期（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	22,725,768	-	-	-
未収委託者報酬	3,678,543	-	-	-
未収運用受託報酬	957,351	-	-	-
未収入金	-	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	-	2,106,635	236,275	-
合計	27,361,663	2,106,635	236,275	-

第45期（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,770,643	-	-	-
未収委託者報酬	3,291,565	-	-	-
未収運用受託報酬	912,489	-	-	-
未収入金	7,453	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券の うち満期のあるもの	-	2,222,381	467,133	-
合計	25,982,151	2,222,381	467,133	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式

第44期（平成28年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第45期（平成29年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第44期（平成28年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
その他 証券投資信託の受益証券	2,768,399	2,640,700	127,699
小計	2,768,399	2,640,700	127,699
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託の受益証券	2,661,022	2,749,542	88,520
小計	2,661,022	2,749,542	88,520
合計	5,429,421	5,390,242	39,178

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが

極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第45期（平成29年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	3,882,464	3,705,555	176,909
小計	3,882,464	3,705,555	176,909
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	2,850,146	2,972,404	122,257
小計	2,850,146	2,972,404	122,257
合計	6,732,611	6,677,959	54,652

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第44期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	728,134	62,103	5,968

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,105,918	6,051	21,990

4. 減損処理を行った有価証券

第44期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当事業年度において、関係会社株式について213,659千円の減損処理を行っております。

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	第44期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	第45期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	1,459,244	1,546,322
退職給付費用	162,311	149,442
退職給付の支払額	75,233	213,264

退職給付引当金の期末残高	1,546,322	1,482,500
--------------	-----------	-----------

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	第44期 (平成28年3月31日)	第45期 (平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,546,322	1,482,500
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,546,322	1,482,500
退職給付引当金	1,546,322	1,482,500
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,546,322	1,482,500

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第44期 162,311千円 第45期 149,442千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第44期は64,573千円、第45期は68,183千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第44期 (平成28年3月31日)	第45期 (平成29年3月31日)
(1) 流動資産		
繰延税金資産		
未払事業税	119,355	12,099
賞与引当金	462,282	386,089
社会保険料	31,640	29,075
未払事業所税	4,486	4,693
その他	26,929	21,191
繰延税金資産合計	644,694	453,148
繰延税金負債		
その他	-	5,496
繰延税金負債合計	-	5,496
繰延税金資産の純額	644,694	447,651
(2) 固定資産		
繰延税金資産		
退職給付引当金	473,920	454,152
投資有価証券	67,546	67,546
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	30,899	28,748
その他	63,787	57,051
繰延税金資産小計	647,154	618,499
評価性引当額	78,546	78,546
繰延税金資産合計	568,607	539,952

繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	11,996	16,734
繰延税金負債合計	11,996	16,734
繰延税金資産の純額	556,611	523,217

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第44期 (平成28年3月31日)	第45期 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.10%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.47%	-
住民税均等割等	0.04%	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.95%	-
特定外国子会社等留保課税	0.31%	-
税額控除	0.46%	-
その他	0.46%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.87%	-

(注) 第45期は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下にあたるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第44期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	33,183,045	4,608,029	45,653	37,836,728

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	28,124,470	4,371,647	64,558	32,560,677

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第44期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関連当事 者 との関係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係 会社の 子会社	大和証券株式 会社	東京 都 千代 田区	1,000	証券業	-	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	5,745,272	未払 手数料	451,175
その他 の関係 会社の 子会社	株式 会社 三井 住友 銀行	東京 都 千代 田区	17,709	銀行業	-	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	2,730,584	未払 手数料	436,102

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代 hands 手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関連当事 者との関係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	4,766,199	未払手数料	406,661
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	2,372,960	未払手数料	377,341

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

(1株当たり情報)

	第44期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第45期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	7,184円92銭	7,724円34銭
1株当たり当期純利益金額	1,436円10銭	1,254円63銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第44期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第45期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益(千円)	5,528,988	4,830,321
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	5,528,988	4,830,321
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間 (平成29年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	21,507,926
前払費用	193,064
未収入金	60,178

未収委託者報酬		3,096,255
未収運用受託報酬		1,267,519
未収収益		47,130
繰延税金資産		325,483
その他		1,289
流動資産計		26,498,847
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	83,605
器具備品	1	72,691
土地		710
リース資産	1	8,874
有形固定資産計		165,882
無形固定資産		99,843
投資その他の資産		
投資有価証券		6,957,846
関係会社株式		956,115
従業員長期貸付金		1,910
長期差入保証金		535,071
出資金		82,660
繰延税金資産		504,715
その他		27
貸倒引当金		20,750
投資その他の資産計		9,017,595
固定資産計		9,283,320
資産合計		35,782,168

(単位：千円)

当中間会計期間
(平成29年9月30日)

負債の部

流動負債

リース債務	3,430
未払金	105,641
未払手数料	1,328,201
未払費用	1,164,797
未払法人税等	991,704

未払消費税等	137,645
前受収益	43,750
賞与引当金	692,300
役員賞与引当金	41,800
その他	23,628
流動負債計	<u>4,532,899</u>
固定負債	
リース債務	6,125
退職給付引当金	1,510,739
役員退職慰労引当金	95,425
固定負債計	<u>1,612,291</u>
負債合計	<u>6,145,191</u>

(単位：千円)

当中間会計期間
(平成29年9月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	156,268
資本剰余金合計	<u>156,268</u>
利益剰余金	
利益準備金	343,731
その他利益剰余金	
別途積立金	1,100,000
繰越利益剰余金	25,940,652
利益剰余金合計	<u>27,384,383</u>
株主資本合計	<u>29,540,652</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	96,324
評価・換算差額等合計	<u>96,324</u>
純資産合計	<u>29,636,977</u>
負債純資産合計	<u>35,782,168</u>

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

		当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬			13,145,198
運用受託報酬			2,233,323
その他営業収益			45,299
営業収益計			15,423,822
営業費用			
一般管理費	1		3,652,164
営業利益			3,264,455
営業外収益			
受取配当金			4,523
受取利息			107
投資有価証券売却益			6,350
雑収入			1,300
営業外収益計			12,282
営業外費用			
為替差損			397
営業外費用計			397
経常利益			3,276,340
税引前中間純利益			3,276,340
法人税、住民税及び事業税			907,617
法人税等調整額			114,893
法人税等合計			1,022,511
中間純利益			2,253,828

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773
当中間期変動額						

剰余金の配当						2,413,950
中間純利益						2,253,828
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	160,121
当中間期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	25,940,652

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691
当中間期変動額					
剰余金の配当	2,413,950	2,413,950			2,413,950
中間純利益	2,253,828	2,253,828			2,253,828
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			58,406	58,406	58,406
当中間期変動額合計	160,121	160,121	58,406	58,406	101,714
当中間期末残高	27,384,383	29,540,652	96,324	96,324	29,636,977

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>(1)子会社株式 …総平均法による原価法</p> <p>(2)その他有価証券</p> <p>時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）</p> <p>時価のないもの…総平均法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物15年～30年、器具備品4年～15年</p> <p>(2)無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金</p> <p>従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(3)役員賞与引当金</p> <p>役員賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(4)退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。</p> <p>(5)役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間（平成29年9月30日）	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	755,217千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）

1. 減価償却実施額	有形固定資産	41,630千円
	無形固定資産	16,646千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式（千株）	3,850	-	-	3,850	
2. 配当に関する事項 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,413,950	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成29年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（（注2）をご参照ください。）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	21,507,926	21,507,926	-
(2) 未収委託者報酬	3,096,255	3,096,255	-
(3) 未収運用受託報酬	1,267,519	1,267,519	-
(4) 未収入金	60,178	60,178	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	6,906,710	6,906,710	-
資産計	32,838,589	32,838,589	-
(1) 未払手数料	1,328,201	1,328,201	-
(2) 未払費用	857,488	857,488	-
負債計	2,185,689	2,185,689	-

（ ） 金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 未払手数料及び(2) 未払費用

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115
(3) 長期差入保証金	535,071

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間（平成29年9月30日）

1. 子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区 分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 証券投資信託の受益証券	3,806,231	3,555,418	250,812
小計	3,806,231	3,555,418	250,812

中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
証券投資信託の受益証券	3,100,479	3,212,455	111,976
小計	3,100,479	3,212,455	111,976
合計	6,906,710	6,767,874	138,836

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（平成29年9月30日）

デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	13,145,198	2,233,323	45,299	15,423,822

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間(自平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間(自平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	7,697円92銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	29,636,977
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	29,636,977
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(千株)	3,850

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	585円41銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	2,253,828
普通株式に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	2,253,828
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。
委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額(百万円) 平成29年9月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)の概要>

- ・ 資本金：51,000百万円(平成29年9月末現在)
- ・ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成29年9月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000	

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

受託会社の三井住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(2)販売会社

株式会社三井住友銀行およびS M B C 日興証券株式会社の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

第3【その他】

1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

- (1)「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- (2)委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。

- (3) 委託会社のインターネットホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス(これらのアドレスをコード化した図形等も含む)ならびに電話番号および受付時間等を記載することがあります。
 - (4) 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
 - (5) 目論見書の使用開始日を記載することがあります。
 - (6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
 - (7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
 - (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
 - (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
 - (10) ファンドの形態等を表示する文言を記載することがあります。
 - (11) 図案を採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月9日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩 司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 津 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月28日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルC Bオープン・高金利通貨コースの平成29年5月20日から平成29年11月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルC Bオープン・高金利通貨コースの平成29年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月28日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルC Bオープン・円コースの平成29年5月20日から平成29年11月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルC Bオープン・円コースの平成29年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月28日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルC Bオープン（マネープールファンド）の平成29年5月20日から平成29年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルC Bオープン（マネープールファンド）の平成29年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月8日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩 司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第46期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。